

6月12日	6月4日	
追加議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読 議案提出書朗読		
第八九号議案、第九〇号議案（追加） 第八〇号議案 第八六号議案 承第二号 請願 議第七号議案 第九号議案	第八〇号議案 第八六号議案 承第二号	
委員長報告に対する討論 金子 賢 一部反対の討論 発議案に対する討論 宇津野洋一 議第七号議案に対する反対討論	工労働部長 一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 高井教育長 河村選挙管理委員会委員長 関根総務部長 宮下保健福祉部長 林境部生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 金子泰造 答弁 高井教育長 高石警察本部長 福島企画部長 宮下保健福祉部長 後藤商工労働部長 一般質問 星野 寛 答弁 高山副知事 大松林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 松本耕司 答弁 小寺知事 福田教育委員会委員長 高井教育長 砂川土木部長 一般質問 金田克次 答弁 高石警察本部長 宮下保健福祉部長 林境部生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 時吉敏郎 答弁 小寺知事 田村出納長 高石警察本部長 宮下保健福祉部長 後藤商工労働部長	議案の委員会付託 休会の議決
知事の提案説明 第八九号議案、第九〇号議案、原案に同意 委員長報告 第八〇号議案、第八六号議案、承第二号及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定 議第七号議案、議第九号議案の各議案は、原案のとおり可決 特定事件の継続審査 顕彰状授与並びに知事感謝状贈		

本会議第一日（五月二十五日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

高浦孝好人事委員会委員（五月十七日付）

宮下智満保健福祉部長（四月一日付）

大松 稔林務部長（四月一日付）

◎会議録署名議員の指名

黒沢孝行、亀山豊文、大澤正明の各議員を指名

◎会期の決定

会期は五月二十五日から六月十二日までの十九日間とすることに決定

◎議案の上程

第八十号議案 平成十三年度群馬県一般会計補正予算（第一号）
第八十一号議案 群馬県保健婦助産婦看護婦看護婦修学資金貸

与条例の一部を改正する条例

第八十二号議案

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

手数料条例の一部を改正する条例

第八十三号議案

群馬県開発行為許可等手数料条例の一部を改正

改正する条例

第八十四号議案

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例

の一部を改正する条例

第八十五号議案

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更につ

いて

第八十六号議案

工事委託契約の締結について

承 第 二 号

専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係一件、事件議案七件、合計八件であります。

まず予算関係であります。これは、昭和三十八年、沖縄県南部の摩文仁の丘に建立されました沖縄群馬の塔の老朽化に伴い早急に改修整備を行うため、所要の補正を行うものであります。債務負担行為の補正については、緊急地方道路整備工事請負契約ほか三件について、それぞれ来年以降に期間が及ぶ契約を締結しうとするものであります。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。

第八十一号議案は、医療法の改正に伴い、群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正しようとするものであり、承第二号は、実施時期等の関係から早急に処理を要するため専決処分した二件について、御承認をお願いするものであります。

◎発議案の付議（職員朗読）
議第六号議案 ハンセン病問題の早期全面的解決に向けた意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略して採決
本発議案は原案のとおり可決

◎請願の委員会付託
五月十八日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決
五月二十八日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月二十九日）

◎議長の辞職

菅野義章議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎議長退任のあいさつ

◎議長の選挙
山口 清議員 当選

◎議長就任のあいさつ
山口 清議長

◎副議長の辞職
矢口 昇副議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎副議長退任のあいさつ

◎副議長の選挙
中村紀雄議員 当選

◎副議長就任のあいさつ
中村紀雄副議長

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の辞任と選任
常任委員会委員及び議会運営委員会委員の辞任に伴い、配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会委員の辞任と選任

こども未来、高齢・くらし、景気対策・科学技術、決算の各特別委員会委員の辞任に伴い、配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告

山口清議長から議長就任に伴い環境土木常任委員会委員辞任の報告

各委員会の正副委員長互選の結果報告

知事からの補欠選挙依頼通知書を職員が朗読

◎前橋工業団地造成組合議会議員の選挙

菅野義章議員 当選

◎高崎工業団地造成組合議会議員の選挙

庭山 昌議員 当選

◎群馬県競馬組合議会議員の選挙

松沢 睦議員、石原 条議員、長崎博幸議員 当選

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第八十七号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選

任について

第八十八号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選

任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、監査委員の選任についてであります。

これは、議会の議員のうちから選任いたしました監査委員大澤正明氏及び関根圀男氏が五月二十八日に辞任されましたので、その後任者として、中沢丈一氏及び小林義康氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎請願の取り下げ

総務企画常任委員会に付託した総務企画第四十二号の請願について、取り下げを承認することに決定した。

本会議第三日（六月一日）

◎一般質問（第八十号から第八十六号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 石原 条

- 1 今後の地方分権の推進について
- 2 ハンセン病問題について
- 3 高校の男女共学化について
- 4 不登校児童・生徒に対応した考え方や施設について
- 5 こどもの虐待防止について
- 6 公安委員会としての警察署協議会に対する期待について
- 7 県立病院の医療体制について
- 8 「食と農の群馬新世紀プラン」について

二 フォーラム群馬 塚越 紀一

- 1 少子化対策について
- 2 少人数学習クラスへの取組について
- 3 工業団地造成事業について
- 4 地方税の未納対策について
- 5 介護保険制度について
- 6 環境問題について
- 7 東毛広域幹線道路について

三 日本共産党県議団 早川 昌枝

- 1 小泉内閣の「構造改革」について
- 2 県央第二水道事業について
- 3 介護保険利用料の負担軽減対策について
- 4 県内産業の空洞化とダイハツ車体本社工場の移転問題につ

いて

四 公明党 小島 明人

- 1 ボランティア国際年と本県の具体的取り組みについて
- 2 県民の健康づくり計画とその対策について
- 3 低公害車導入への取り組みについて
- 4 不在者投票の在り方について

小島明人議員―(略)―

質問の第三は、県の低公害車導入に向けての取り組みにつきま
して、環境生活部長にお尋ねをいたします。

本県では、環境保全のため、一昨年から低公害車の普及に向け
た支援策を推進するようになりましたが、その手始めとして、県
の環境基本計画に基づく二酸化炭素(CO₂)の排出量削減の目
標達成のための中小企業向け低利融資制度や、これを一般県民に
まで拡大するなどの対策がとられているところであります。また、
税制や助成金などの国の優遇措置と併用することで、低公害車の
割高感を薄める効果を高めるなどの対応がようやく定着しつつあ
ります。

こうした県の流れとともに、国レベルにおいては、今国会にお
いて、小泉総理が衆参両院での本会議において環境重視の考え方
を表明するとともに、政府の公用車七千台を低公害車に全面転換
する方向を打ち出し、一気に公用車の低公害車化への流れが加速
していくものと私は大いに期待するものであります。

そこで、一般的には、低公害車とは、ハイブリッド車、電気自

自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車等が挙げられると存じますが、現在、県庁を初めとする市町村や企業において、これら、低公害車の導入状況と将来計画についてどのような状況にあるか、お尋ねをいたします。―（略）―

林 弘二環境生活部長

次に、低公害車導入への取り組みについてお答えいたします。

まず、お尋ねの低公害車の導入状況ですが、県では、電気自動車を平成八年度に二台、蓄圧式ハイブリッドバスを平成九年度に一台、ハイブリッド自動車を平成十年度に五台、平成十二年度にさらに一台、合計九台の低公害車が既に導入されております。なお、今年度は天然ガス自動車を一台導入する予定であります。

さらに、県内の導入状況につきましては、群馬陸運支局に登録されております低公害車は、平成十三年四月末現在で九百七十九台でありまして、電気自動車が十八台、天然ガス自動車が十四台、メタノール自動車が一台、ハイブリッド自動車が九百四十六台であります。なお、この台数に含まれていない軽自動車の低公害車を加えますと、約一千台に近い台数になると思っております。

また、将来計画についてであります。この四月に策定いたしました今後五カ年の環境基本計画の後期計画におきまして、天然ガス自動車を初めとする低公害車・低排出ガスの普及・促進を図るために、県民等への積極的な情報提供や導入への支援、事業者等と連携いたしました機運の醸成など、普及のための環境整備を図ることとしております。また、群馬県地球温暖化対策推進計

画や群馬県地域新エネルギービジョンにおきまして、温暖化対策の推進や新エネルギーの普及のためにも、低公害車の普及を図ることとしております。

次に、県の公用車の台数とその対応であります。公用車の台数は、警察を除きます本庁・出先を合わせて約一千五百台でございます。その低公害車への転換につきましては、先に国からも導入促進への協力依頼があったところでありましたが、県としてもグリーン購入の推進につきまして、現在計画を策定中でありまして、この中で可能な限り積極的に低公害車を導入していく方針を明示したいと考えております。

今年度、県内各層と協力いたしまして、温暖化対策を推進するために設置しております地球環境フォーラムにおきまして、低公害車普及の機運醸成を図っていくほか、ぐんま環境フェスティバルにおきましても低公害車を展示いたしました。広報を図ることとしております。

さらに、今年度は車種が大変豊富な天然ガス自動車の普及を図るため、自動車ユーザー、ガス供給事業者、市町村などと天然ガス自動車普及促進協議会を近いうちに設置いたしました。燃料供給施設の整備に向けての機運醸成を図ることや、自動車ユーザーへの天然ガス自動車の情報提供などを行っていくこととしております。

御指摘のように、低公害車はガソリン車やディーゼル車に比べまして二酸化炭素やNOxの排出量が少なく、粒子状物質を排出しないなど、地球温暖化対策や大気環境の改善に大きな効果が期待できるものでありまして、県民、事業者、市町村と協力いたし

まして、低公害車の普及に積極的に努めていきたいと考えております。

本会議第四日（六月四日）

◎一般質問（第八十号から第八十六号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子泰造

- 1 「二十一世紀のプラン」の推進について
- 2 学校環境に関わる諸活動の現況について
- 3 最近の大型店の出店動向について
- 4 総合的な食品衛生対策推進について
- 5 暴走族の実態と総合対策について

二 自由民主党 星野 寛

- 1 セーフガードの発動について
- 2 森林政策ビジョンについて
- 3 間伐材の利用推進について
- 4 子どもたちが夢を持てるものづくり施策について
- 5 歩きたくなる観光地づくりについて
- 6 地元問題について

三 自由民主党 松本耕司

- 1 更なる行政改革について
- 2 北関東自動車道及び東毛広域幹線道路の今後について
- 3 交差点すいすいプランについて
- 4 教育員会の役割・機能等に対する考え方と取り組みについて
- 5 新学習指導要領における教育現場の在り方について
- 6 第十六回国民文化祭・ぐんま二〇〇一について

四 自由民主党 金田克次

- 1 介護保険制度の今後の課題等について
- 2 障害者の雇用の促進について
- 3 環境基本計画推進の成果と後半計画について
- 4 平成十三年度廃棄物不法投棄防止対策について
- 5 来日外国人犯罪の現状とその対策について

五 自由民主党 時吉敏郎

- 1 今年の景況感について
- 2 中小企業対策等について
- 3 ペイオフの解禁を控えた対応について
- 4 凶悪犯罪の現状と対策について
- 5 国立高崎病院の独立行政法人化について

星野 寛議員―（略）―

まず最初に、セーフガードの発動についてお伺いいたします。農産物の輸入については、これまでは国内で生産の少ないもの

や国内生産の端境期に不足するものが輸入されてきましたが、近年、輸送技術の進歩や業務用需要の増加に対応するため恒常的に輸入されるようになってきました。特に生鮮野菜の輸入量は急増しており、国の資料によると、平成十二年には九十二万五千トンと過去最大になったと聞いています。また、本県の農山村地域で広く栽培され、日本一の生産量を誇る生シイタケについても輸入が急増しており、同じく国の資料によると、平成十二年の輸入量は四万二千トンと、こちらも過去最大となったということです。このような急激な輸入の増加により価格が低迷し、生産者は大幅に収入が低下をするなど、大変大きな痛みを受けております。そして、極めて深刻な事態であると認識をしております。――

こうした中、本議会、平成十二年九月定例会においては「農業の持続的発展に関する意見書」を決議し、国にセーフガードの発動を求めているところでありますが、国においてはWTO（世界貿易機関）の協定等に基づき、ネギ、生シイタケなど三品目に関するセーフガードの暫定措置を発動しました。この暫定措置については四月二十三日から二百日間となっており、これはあくまでも緊急的なものです。今後、国では現在進めている調査の結果や中国との二国間協議などを踏まえて本発動について最終判断をする見込みであるというところであります。――

人件費等のコストが圧倒的に低い外国産と国内産の野菜や生シイタケがコスト面で競争するのはおのずと限界があるのは承知しているところですが、国際競争に打ち勝つためのコスト引き下げに向けた一層の努力や国内産の優位性を生かすような対策を講じ

ることが緊急の課題ではないかと考えています。特に、輸入野菜に関心が高い今こそ、国内産の安全性、新鮮でおいしく安心して食べられる優位性を広く消費者にPRすることが重要であると思えます。――

今回の暫定発動を踏まえ、従来にも増して国際競争力を持った野菜や生シイタケの生産・流通体制の強化を図り、国内産の優位性を強く消費者に訴えることが必要であると考えていますが、県としてどのような対策を進めていくのか、農政部、林務部に関わる課題ですが、副知事にお答えをいただければ幸いです。――（略）――

高山 昇副知事

セーフガードの発動に関連しての今後の県の対策についての御質問でございますが、お答え申し上げます。――

お話にもございましたが、ネギ、生シイタケ等三品目の緊急の輸入制限措置、いわゆるセーフガードの措置が暫定発動されましたことは、これまでも県としても要望してきたことであり、ましてや、最近における輸入量の急増、あるいは輸入構造の変化、価格の低下、さらには産地における収益性等を考えれば妥当な措置であったと考えておるところでございます。ただ、このセーフガードの発動につきまして、要件として価格が競争力を回復すること、そしてまた、必要であれば他の品目に業務転換する見通しがあることが要件とされており、御承知のとおりでございます。そして、また、農林産物の価格競争力には一定の限界があるということにつきましては、ただいま御指摘のとおり認識

を持つているところでございます。

そこで、県といたしましては、まず第一に、消費者の視点に立って可能な限りの低コスト化を図っていくこと。それには省力化、規模拡大もございます。あわせて高品質化、さらには新作物導入等の差別化、こういうものを一体的に生産対策として確立していくことがまず第一に重要であると考えております

それと同時に一体となって消費者にその新鮮さ、あるいは安全・安心であるという国内産のよさ、優位性、さらには一次産業の維持というのが大切であるという必要性、そういうものを消費者に理解してもらう努力、広い意味での地産地消のルールというものを生産者と消費者が一体となって確立していくこと、この二つの対策が大変重要である、不可欠の課題である、このように考えているところでございます。

そして、県といたしましては今後どういう点に重点を置くかというところでございますが、それは生産面、流通面、消費面、この三つの面にわたるものと考えております。

まず、野菜も特別栽培とかシイタケの原木栽培など、いわば差別化の生産の促進、あるいは、先ほど申し上げましたとおり、低コスト化、高品質化の推進、これが生産面の軸になろうと思えます。規格を少し簡素化にすることによる流通改善、流通コストの引き下げ、あるいはIT化等の活用によるコストの削減などが流通面では肝要かと思えます。さらに、消費面では、県産品の安全性、機能性を情報発信する。そのことによる販路戦略といえますか、そういうものを確立していくこと、消費拡大対策を充実・強化していくこと、あるいは原産地表示の徹底を図っていくこと、それ

らに重点をおいて取り組んでいくことといたしておるところでございます。

ただ、これと同時にそうした対策は市町村、農業団体と一体的に連携を図りながら強力に進めていくこととございますけれども、それと同時に産地の生産流通体制、そのことのほかに消費者、実需者に県内産、国内産のよさ、優位性、必要性を理解してもらい、消費拡大につなげていく、そういう施策を生産者、産地とともに確立していくことが重要であり、その面における県あるいは市町村・農業団体の役割は今後さらに大きくなっていくと考えているところでございます。

松本耕司議員 ― (略) ―

引き続きまして、新学習指導要領における教育現場の在り方でございます。

いよいよ来年度から新しい学習指導要領による教育が始まります。この指導要領は、ゆとりの中で生きる力、命の大切さを育成することを目指し、教育内容をおおむね三割削減し、基礎・基本を確実に身につけるため内容を厳選したものであるということです。小学校の算数では、けた数の多い複雑な計算を軽減したり、教科によつては高度になりがちな内容などを上級学年に移行したり削減したりすると聞いておりますが、一部報道にあった円周率三・一四を三でもよいというような話もございました。しかし、どんなものかと危惧をしている一人でございます。また、平成十四年度より、完全週五日制の実施により授業時数も一週間当たり二時間縮減されます。そのため、保護者を初め教育関係者の一部から、

子供たちの学力が低下しないか、また、読み書き、計算などの基本が身につくのかといった声が上がっているのが現状です。

このように教育とは大変難しいものでありますが、私は常に思っていることは、ある意味で今まで当たり前のことを当たり前にやってこなかった時期があったのだと思っております。高度経済成長期を経て、欲しいものはすべて手に入る時代になってしまいました。また、教育基本法も、米軍占領下のもと、日本人本来の両親を敬い、国を愛し、人と和し、力を合わせて国家の繁栄に尽くすという風習を壊滅させるためにできたような基本法であると思えますので、政府も改正に取り組んでおりますが、私は法律を変えただけで現状の教育現場の荒廃が解決できるとは思っておりません。私は、ある意味で、決まりはどうでもよいのではないかと、必要なのはそこに携わる人たちが心を大切に、そして真剣に取り組むことが一番重要であると考えます。ある統計によると、今、日本の若者に一番欠けているものは自信を持つことだそうでございます。

こうなった原因は、今生きている私たち自身に大きな責任があるものと思っております。親になる資格がない者が親になってしまった。また、子供の権利より親自身の権利を優先させてしまう。こういったネグレクト現象の横行は目に余るものがあります。また、逆に、子供の欲するものをすべて与えることがよい親であるとは勘違いをしている親が多いため、子供たちが我慢をする大切さを全く身につけぬまま育ってしまった、その結果であろうとも思っております。そして、学校では落ちこぼれ、学級崩壊、学校崩壊等が起こるようになりました。高度経済成長期、すべての

親が自分の子供の能力も考えず、一流大学に入って、一流企業に就職してと、画一的に走った行動も今の現状の乱れ的一端であると思っております。

ですから、子供を変えることよりも、今、子供の将来に何が一番大切なのか、親が気づき、そして変わっていくことが最大の課題ではないかと私は思います。法律も大切かもしれませんが、子供を取り巻く学校で携わる教師の皆様が変わらない限り、真の教育は変わらないと考えております。子供たちに基礎・基本をしっかりと身につけてもらうことや学力低下を招かないようにすることとは当たり前ではありますが、人間として何が一番大切か、生きる力、生命の尊厳さをどのように身につけてもらうのか。「子どもを育てるなら群馬県」、知事も標榜して一丸となって取り組んでいる本県にあって、今後の取り組みと対策について、教育長にお尋ねをいたします。――(略)――

高井健二教育長

新学習指導要領における教育現場の在り方についての御質問にお答えいたします。

子どもの将来にとって何が大切なのかを私たち大人が責任を持って考えることは必要だ、こういう松本議員の御指摘に、教育への思いや期待を感じたところでございます。ドイツの哲学者カントは、人間は教育によって人間になることができる、人間は人間によって教育される、しかも、同じように教育された人間によって教育されると言っているところがございます。こうした教育の重要性をあらわす言葉からも、教育のあり方を一人一人が考える

ことは極めて重要なことだと認識しているところでございます。県教育委員会としては、二十一世紀を担うのは今の子供たちである、こういう基本的な認識に立ちまして、子供たちを中心に据え、改めて教育を振り返り、現状や課題を見詰め直しました。そして、行政、学校、保護者、地域の人々などそれぞれの立場からの教育への思いを明らかにし、県政の目標として掲げている「子どもを育てるなら群馬県」の視点に立って、群馬の教育を県民の皆様とともに考え、ともに歩んでいく指針とするため、新ぐんま教育プランを本年三月に策定したところあります。そして、このプランでは、議員から課題提起がありましたように、子供たちのために大人たちも変わりましたよと呼びかけており、また、教師にも、自信を持って子供たちと向き合いましたよと呼びかけているところでございます。

また、教育改革が大きな課題となっている現在、教育には時代を超えた普遍的なもの、いわゆる不易と、時代の変化とともに変えていくもの、いわゆる流行とがあると考えまして、そうした教育の原点に立って本県としての教育改革に取り組むため、四つの政策を示したところであります。

その一つ目は、心の教育と豊かな人間性の育成で、子供たち一人一人が命を大切にし、感動する日々を送れるよう、自然や生き物などと触れ合う体験活動を促進するとともに、本物に触れる機会の拡充を目指すこと。二つ目は、教育制度や内容の改善で、本来の意味で生きる力を育てるための基礎的なことを大切にし、生きる自信や勇気を与えるような教育環境づくりを進めること。三つ目は、学校・家庭・地域社会の連携で、学校という枠の中でだ

けでは教育が難しくなっている今日、家庭や地域社会と一体となって地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組むこと。四つ目は、変化する社会への対応で、元来群馬県人は進取の気性に富んでおり、こうした先人の例に倣い、想像力豊かな人材育成を目指すこととでございます。

この新ぐんま教育プランに基づき、さまざまな施策、事業を体系的に県教育委員会全力で取り組むこととしておりますが、「子どもを育てるなら群馬県」といった県政全般の目標に沿いまして、知事部局との連携を密にして総合的に取り組んでまいりたいと考えております。二十一世紀を担う子供たちにしつかりした人物になつてほしいのは、ひとしく県民の願いだと思います。プランでは、学校や家庭・地域、市町村で努力してもらいたいことや取り組んでもらいたいことを掲げておりまして、教育について、それぞれがそれぞれの立場で考えながら、協力し合い、責任を持って実施していこうと呼びかけているところであります。

時吉敏郎議員 ― (略) ―

次に、中小企業金融安定化特別保証制度についてお尋ねいたします。

中小企業への円滑な資金供給に大きな役割を果たしてきた中小企業金融安定化特別保証制度は、この三月末をもって新規取り扱いが終了し、この保証制度については、モラルハザードを招くなどの批判もありましたが、金融危機に伴う信用収縮で資金繰りの破綻に追い込まれる懸念のあった多くの健全な中小企業が救われたのは周知の事実であり、全国では用意された保証枠の三〇兆近

い利用実績があったと聞いております。

そこで、本県におけるこの保証制度の利用実績はどうであったか、そしてどのような特色があったのか、また、この保証については、一般の保証よりも高い事故率が予想されていると聞いておりますが、代位弁済の状況はどうなっているのか。さらに、景気低迷の中、経営状況の厳しい中小企業も多いわけでありますが、この保証制度の終了に伴う対策として、他の制度融資を含め、どのような対策がとられているのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。――(略)――

後藤 新商工労働部長

まず、中小企業金融安定化特別保証制度からお答え申し上げます。

中小企業金融安定化特別保証制は、中小企業等貸し渋り対策大綱に基づきまして、従来の保証枠とは別枠で、かつ保証要件を緩和した特別な制度として設けられたものでありますが、これによりまして、平成十年の十月から平成十二年度までを取扱期間とする、全国ベースで言いますと三十兆円の保証額が確保され、中小企業への金融円滑化に大きな役割を果たしたわけであります。

本県における利用実績であります。保証承諾件数で二万六千四百四十二件、金額では四千三百五十八億七千万円に上っております。この保証制度が設けられます前年の平成九年度の利用実績が四万三千三百九十四件、三千二百二十三億円ございましたので、金額ベースでは特別保証制度だけで平成九年度の一・三倍以上の利用となっておりますとともに、利用企業数で見ますと一万

五千社を上回っており、緊急対策として成果を上げたと考えております。

利用状況の特色であります。全体のうち、運転資金としての利用が大部分を占めております。また、無担保での取り扱いが件数で九十一%、金額にいたしますと八十四%に上っております。さらに、利用者の業種別で見ますと、製造業、建設業、小売業の順となっております。この三つの業種で件数、金額ともに全体の約四分の三を占めております。

次に、この保証制度に係る代位弁済の状況であります。平成十三年三月までの累計で四五三件、七五億三千万円となっております。保証承諾額に占める代位弁済額、いわゆる代位弁済率は一・七三%であり特別保証制度と同じ年度に保証承諾されました同保証制度以外の代位弁済率一・〇七%を大幅に上回っております。また、平成十二年度の群馬県信用保証協会の全保証制度の代位弁済は、過去最高の千七百三十三件、百六十六億七千万円に上り、その金額は、前年度と比較し、約一・五倍に急増をしておりますが、そのうち特別保証制度に係る代位弁済が三三三件、五十億五千万円と代位弁済額全体の三〇・三%を占めており、急増の中心的要因となっております。

いずれにいたしましても、特別保証制度は、平成十三年三月末で保証債務残高が二千六百五十九億八千万円、件数にいたしますと二万三千百十三件残っております。今後の経済情勢、代位弁済の推移に注意を払ってまいりたいと考えております。

次に、この保証制度終了に伴う対応であります。まず特別保証によってかさ上げされております無担保保証枠廃止の対策とい

たしましては、一般保証における無担保保証の限度額が既に五千万円から八千万円に引き上げられております。また、今後の経営環境の変化、資金繰り等の対策であります。また、今後の経営の既往債務につきましては、返済条件の変更を行うことによつて事業継続が見込まれる場合において、個々の利用企業の実情に即してきめ細かに対応する方針が国から示されているところであります。

さらに、県の融資制度におきましても、特別保証制度の終了を踏まえ、小口資金の融資枠を四十億円拡大し四百三十億円とするなど、運転資金として利用される資金について、その融資枠を十分確保したほか、経営状況の厳しい中小企業者を対象とした経営強化資金のうち、運転資金としての利用に係る融資限度額を五千万円から八千万円に引き上げ、なおかつ融資期間も七年から十年に延長する措置をとりました。これらの措置によりまして当面の資金需要には対応できると考えておりますが、今後も中小企業の資金需要動向を注視し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第八十号議案から第八十六号議案及び承第二号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月五日から八日及び十一日の五日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（六月十二日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎追加議案の上程

第八十九号議案 公安委員会委員の選任について
第九十号議案 収用委員会の予備委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は公安委員会委員の選任及び収用委員会予備委員の選任についてであります。

まず、公安委員会委員については、現委員の正田宏二氏の任期が七月九日をもって満了となりますので、その後任者として森喜美男氏を選任しようとするものであります。

また、収用委員会予備委員の選任については、予備委員の井上昭素氏が三月二十九日、亡くなられましたので、その後任者として武井上巳氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は、原案に同意することに決定

◎第八十号から第八十六号までの各議案及び承第二号を議題とした委員長報告

南波和憲保健福祉常任委員長、金子泰造環境土木常任委員長、山本龍農林常任委員長、五十嵐清隆産業経済常任委員長、星野寛文教治安常任委員長、安楽岡一雄総務企画常任委員長、岩井賢太郎こども未来特別委員長、矢口 昇高齢・くらし特別委員長、秋山一男景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○金子泰造環境土木常任委員長（概要）

最初に、環境生活部関係ではありますが、まず環境政策関連では、国・県・市町村の公用車について、低公害車の導入状況や導入計画が質疑され、県公用車の取りかえについて、実効ある計画を立てて推進する必要性が論議されました。

次に、環境保全関係では、畜産廃棄物の処理問題に関して、臭気対策などの取り組み状況が論議され、高崎市の養鶏場問題等について、県の指導方針が質疑されました。

次に、生活環境関連では、最終処分場の残容量の状況が質疑されたのを初め、一般廃棄物の最終処分を区域を越えて委託している県内自治体の数やその量、さらに、県外から群馬県内に持ち込んでいる自治体の数及びその量について質疑されました。

次に、人権同和関連では、同和対策の特別措置法が失効することを受けて、今後の運動団体に対する補助や委託のあり方について、県の考え方が質されました。

続いて、土木部関係であります。まず、ダム関連では、倉瀬

ダムの事業費や利水・治水計画の見直しの有無について質疑されたのを初め、高崎市の水需要の状況や、ダム完成後、渇水時ににおける長野堰への影響、さらにダムの計画における水需要のとりえ方に論議が及びました。

次に、監理関連では、国における道路特定財源の見直し論に関連し、道路事業に与える影響等について論議され、道路に関するニーズはまだまだ多いため、道路予算確保のための手法や見直し議論の情報提供についての要望がありました。

○星野 寛文教治安常任委員長（概要）

最初に、教育委員会関係ではありますが、まず、教育改革に関連して、新学習指導要領に示されたゆとり教育の目玉として、総合的な学習時間を設けるようになったが、この具体的内容とこれらどのように進めていくのか、さらに今回、「二十一世紀の子どもたちのために」をテーマに策定した新ぐんま教育プランの普及・啓発をどのように図っていくのか質されました。

また、高校教育改革に関連して、高校の統廃合や県立高校の共学化等、再編・整備が検討されているなかで、高校間格差是正に対する取り組みや学校間の連携、さらに大学との連携に対する考え方、スポーツ指導者の能力を十分に発揮してもらうという観点から体育教員の配置状況等について議論されました。

続いて、警察本部関係ではありますが、最近、凶悪犯罪が増加傾向にあることから、その理由や概要等のほか、地域における安全・安心を確保するため、地域住民、自治体、企業、民間ボランティアなどと警察が相互に連携した安全・安心まちづくりの活動内

容等について質疑が行われました。

次に、交通関連では、交通死亡事故の特徴と発生状況、高校生の交通マナー向上対策、信号機の要望と設置状況等について論議され、設置済み信号機の再点検を行い、必要性・効果を検証してほしいとの意見がありました。

また、ストーカー対策に関連して、職員の体制整備や相談、檢舉状況、さらに、法の運用状況等について論議されました。

◎討論

日本共産党県議団 金子 賢 一部反対の討論

◎採決

各議案は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第七号議案 群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙

区において選挙すべき議員の数に関する条例

議第八号議案 農業貿易等に関する意見書

議第九号議案 ハンセン病問題の早期全面解決に向けた決議

◎提案説明及び委員会付託を省略し、討論

日本共産党 宇津野洋一 議第七号に議案に対する反対討論

◎採決

各発議案は、原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞

・群馬県議会顕彰状授与

時吉敏郎議員（藍綬褒章受章者）

小野里光敏議員（藍綬褒章受章者）

・知事感謝状授与

時吉敏郎議員（藍綬褒章受章者）

小野里光敏議員（藍綬褒章受章者）

・祝辞

柳沢本次議員
時吉敏郎議員

・謝辞

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案十二件（うち可決十二件）

議員提出議案四件（うち可決四件）

二 請願の審査状況

請願三十件（うち採択四件、審査未了五件、取り下げ一件、継続審査二十件）

第十二項 平成十三年九月定例会

平成十三年九月定例会概括表

9月27日	9月21日	月日
	<p>環境白書の配付 議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書並びに意見書の処理結果朗読 新任者の紹介 議案提出書朗読</p>	<p>米国同時多発テロ事件犠牲者の御冥福を祈り黙禱 議員の辞職許可の報告 委員派遣要求承認の報告 平成一二年五月定例会から平成一三年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第二号を配付 監査委員の監査報告の配付</p>
		<p>諸般の報告・紹介 選挙・指名 上程議案</p>
		<p>第九一〇九号議案 承第三号 平成一二年年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>
		<p>第九一〇九号議案 承第三号 平成一二年年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>
		<p>質疑・一般質問・討論の状況</p>
<p>一般質問 星野巳喜雄 答弁 小寺知事 富田農政部長 大松林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 高石警察本部長 宮下保健福祉部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 宇津野洋一 答弁 小寺知事 野口企業管理者 関根総務部長 宮下保健福祉部長 富田農政部長 砂川土木部長 一般質問 庭山 昌</p>	<p>特別委員会海外調査報告 会期の決定 知事の提案説明 議第一〇号議案の提案説明 議第一〇号議案、原案のとおり可決 請願の委員会付託 休会の議決</p>	

10月1日	9月28日	
追加議案の送付書朗読		
<p>第一〇九号議案 第一一〇号議案 第一一二号議案 (追加) 第九一号議案 第一〇九号議案 承第三号 平成一二年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	<p>第九一号議案 第一〇九号議案 承第三号 平成一二年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	
<p>答弁 小寺知事 高石警察本 務部長 宮下保健福祉部長 部長 関根 一般質問 五十嵐清隆 答弁 高井教育長 野口企業管理者 宮下 保健福祉部長 林環境生活部長 後藤商 工労働部長 一般質問 黒沢孝行 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部長 関根総務部長 宮下保健福祉部長 富田農政部長 大松林務部長 一般質問 秋山一男 答弁 小寺知事 高井教育長 関根総務部 長 後藤商工労働部長 一般質問 山本 龍 答弁 関根総務部長 福島企画部長 林環 境生活部長 富田農政部長 砂川土木部 長 一般質問 長谷川嘉一 答弁 高石警察本部長 宮下保健福祉部長 林環境生活部長 砂川土木部長 一般質問 菅野義章 答弁 牛久保公安委員会委員長 高石警察 本部長 一般質問 栗原章二 答弁 小寺知事 高井教育長 宮下保健福 祉部長 林環境生活部長 後藤商工労働 部長 一般質問 田所三千男 答弁 福島企画部長 宮下保健福祉部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 久保田順一郎 答弁 小寺知事 高井教育長 野口企業管 理者 福島企画部長 富田農政部長 後 藤商工労働部長 砂川土木部長</p>	<p>答弁 小寺知事 高石警察本 務部長 宮下保健福祉部長 部長 関根 一般質問 五十嵐清隆 答弁 高井教育長 野口企業管理者 宮下 保健福祉部長 林環境生活部長 後藤商 工労働部長 一般質問 黒沢孝行 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部長 関根総務部長 宮下保健福祉部長 富田農政部長 大松林務部長 一般質問 秋山一男 答弁 小寺知事 高井教育長 関根総務部 長 後藤商工労働部長 一般質問 山本 龍 答弁 関根総務部長 福島企画部長 林環 境生活部長 富田農政部長 砂川土木部 長 一般質問 長谷川嘉一 答弁 高石警察本部長 宮下保健福祉部長 林環境生活部長 砂川土木部長 一般質問 菅野義章 答弁 牛久保公安委員会委員長 高石警察 本部長 一般質問 栗原章二 答弁 小寺知事 高井教育長 宮下保健福 祉部長 林環境生活部長 後藤商工労働 部長 一般質問 田所三千男 答弁 福島企画部長 宮下保健福祉部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 久保田順一郎 答弁 小寺知事 高井教育長 野口企業管 理者 福島企画部長 富田農政部長 後 藤商工労働部長 砂川土木部長</p>	
知事の提案説明 第一一〇号議案、第一一二号議案、原案に同意 議案の委員会付託 休会の議決		

1 0 月 1 2 日	
人事委員会勧告の配付 新任者の紹介 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読	
第九一〇号議案 第一一〇号議案 承第三号 請願 議第一一〇号議案 第一一四号議案 平成一二年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件(追 加)	
委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 議第一三〇号議案に対する討論 金子 賢 反対討論	一般質問 原 富夫 答弁 小寺知事 高石警察本部長 関根総 務部長 宮下保健福祉部長 砂川土木部 長
委員長報告 第九一〇号議案、第一一〇号議案 及び承第三号並びに各請願は委 員長報告のとおり可決、承認及 び決定 議第一一〇号議案、議第一三〇号議 案、原案のとおり可決 知事の提案説明 第一一四号議案、原案に同意 決算認定の特別委員会付託 特定事件の継続審査	採択された請願の処理経過及び結果報告書第二号を配付 監査委員の監査報告の配付 知事から議長あてに提出された平成十三年版環境白書の配付 議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書並びに意見書の 処理結果を職員が朗読

本会議第一日（九月二十一日）

◎黙禱

米国同時多発テロ事件により犠牲になられた方々の御冥福を
祈り、黙禱

◎諸般の報告

六月十二日付を持って吉川真由美議員より議員辞職願が提出
され、許可したことを報告
委員派遣要求承認の報告
平成十二年五月定例会から平成十三年二月定例会までの間に

◎委員長報告

秋山一男景気対策・科学技術特別委員長からアメリカ合衆国及
びメキシコ合衆国への海外調査の報告

◎新任者の紹介

牛久保智昭公安委員会委員長（七月十一日付）
森喜美男公安委員会委員（七月十日付）

◎会議録署名議員の指名

南波和憲、早川昌枝、原 富夫の各議員を指名

◎会期の決定

会期は九月二十一日から十月十二日までの二十二日間とすることに決定

◎議案の上程

第九十一号議案 平成十三年度群馬県一般会計補正予算(第三号)

第九十二号議案 平成十三年度群馬県用地先行取得特別会計補正

予算(第一号)

第九十三号議案 平成十三年度群馬県流域下水道事業費特別会計

補正予算(第一号)

第九十四号議案 平成十三年度群馬県病院事業会計補正予算(第

一号)

第九十五号議案 平成十三年度群馬県観光施設事業会計補正予算

(第一号)

第九十六号議案 群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条

例

第九十七号議案 群馬県高齢者円滑入居賃貸住宅登録手数料条例

第九十八号議案 群馬県立女子大学の授業料等に関する条例の一

部を改正する条例

第九十九号議案 群馬県県税条例の一部を改正する条例

第一百号議案 群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における

選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

の一部を改正する条例

第一百一号議案 群馬県立医療短期大学条例の一部を改正する条

例

第一百二号議案 群馬県食品衛生条例の一部を改正する条例

第一百三号議案 群馬県理容師法施行条例の一部を改正する条例

第一百四号議案 ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例

第一百五号議案 群馬県緑資源公団事業特別徴収金条例の一部を

改正する条例

第一百六号議案 群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一

部を改正する条例

第一百七号議案 群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨

励金貸与条例の一部を改正する条例

第一百八号議案 請負契約の締結について

第一百九号議案 請負契約の締結について

承 第三号 専決処分承認について

平成十二年度群馬県公営企業会計決算の認定について

◎提案説明(概要)

○小寺弘之知事

本日提出いたしました九月定例県議会の議案の概要について御
説明申し上げます。

今回の提出議案は、予算関係五件、事件議案十五件、決算認定一件、合計二十一件であります。

今回の補正予算では、今後の国の動向も視野に入れながら、現在の厳しい経済・雇用情勢に対して、県内経済と県民生活の安定を図るため、財政の硬直化を回避することに留意しつつ、総合的な雇用対策や中小・零細企業向け維持修繕経費の大幅増額、金融面からの中小・零細企業支援、災害復旧など、雇用・景気対策を中心として緊急に予算措置が必要な事項について補正予算を編成いたしました。

今回の補正予算の総額は八十三億五千七百九十七万円で、現計予算額と合算いたしますと八千四百六十四億二千九百九十九万円となります。この財源としては、地方交付税、国庫支出金、繰越金などを計上しております。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。第九十六号議案は、群馬県庁県民駐車場の設置しようとするものであり、第九十七号議案は高齢者の居住の安定確保に関する法律の制定に伴い登録手数料を定めようとするものであります。

◎ 発議案の付議（職員朗読）
議第十号議案 テロ根絶と世界平和を求める決議

◎ 提案説明

関根罔男議員

◎ 議第十号議案は委員会付託を省略し、採決

本議案は原案のとおり可決

◎ 請願の委員会付託

九月十四日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎ 休会の議決

九月二十五日及び二十六日は議案調査のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（九月二十七日）

◎ 一般質問（第九十一号から第九号までの各議案及び承第三号並びに平成十二年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○ 本日の発言通告

一 自由民主党 星 野 巳喜雄

- 1 平成十三年度九月補正予算について
- 2 県立女子大学外国語教育研究所について
- 3 狂牛病対策について
- 4 切迫する林業問題の現状と今後の対応について
- 5 本県の雇用対策と企業立地動向について
- 6 土砂災害対策とダム問題について
- 7 第十六回国民文化祭の取り組みについて

8 地元問題について

二 フォーラム群馬 長崎博幸

1 県内の経済対策・雇用対策について
2 安心して暮らせる県民生活を実現するための身近な安全について

3 セーフガード暫定発動と本県農政について

4 狂牛病不安の解消について

5 高崎競馬について

6 倉渕ダムについて

7 ものづくり立県ぐんまの発信について

三 日本共産党県議団 宇津野 洋 一

1 同時多発テロ事件への対応について

2 リストラ・雇用問題について

3 介護・医療問題について

4 ハンセン病問題について

5 農政問題について

6 ダム・水問題について

四 公明党 庭山 昌

1 国の構造改革について

2 財政運営について

3 市町村合併について

4 緑の公共事業・自然再生型公共事業への取り組みについて

5 ポスト国民文化祭について

6 アレルギー性疾患対策について

7 環境ホルモン問題について

8 小規模雑居ビルの防火安全対策について

9 県内の犯罪検挙率の低下について

10 環境保全型農業の推進について

長崎博幸議員―(略)―

次に、高崎競馬のこれからのあり方について、知事に伺います。
大正十二年に私設の競馬場として産声を上げた高崎の競馬場の歴史は、昭和三十六年に県と高崎市とによって群馬県競馬組合が設立され、以後、公営競馬として多くのファンに支えられながら大衆娯楽として定着し、地域経済の面や群馬県、高崎市の財政にも大きく寄与してきたところがあります。しかしながら、最近は大引く不況やレジャーの多様化などを背景として、平成四年度に単年度収支が赤字に転落して以来、九年連続で赤字経営を余儀なくされています。そして、この間、JRAの場外発売や新タイプの馬券発売、宇都宮・足利両競馬との連携・交流などの売り上げ増加対策とともに、開催日の土日集中や職員手当の減額・廃止など経費や人件費削減等々、競馬関係者を中心に収支改善に向けて並々ならぬ工夫と努力が続けられているところであります。
しかし、残念ながら、抜本的な経営改善には結びついていないのが実態であります。平成七年度以降は、県や高崎市への事業収益分配もなくなり、さらに施設整備基金も平成九年度で底をついて以後、翌年度から繰り上げ充用による赤字補填、言うならば自

転車操業の状態に陥っています。そして、平成十二年度の繰り上げ充入金、すなわち、累積赤字額は二十六億円余に上がることが明らかにされたところで、

高崎競馬に限らず、昨年は全国二十四すべての地方競馬が赤字となるなど、競馬事業財政の健全化は地方競馬共通の問題であるだけに、その打開策は運営主体者である競馬組合の努力の域をもちや超えているのではないかと思えるほど深刻であります。地方競馬の中には、既に廃止までも視野に入れた対策検討に着手している自治体も少なくなく、本県も、これからの高崎競馬の進むべき方向について抜本的に検討する時期に来ているのではないでしようか。

言うまでもありませんが、公営競馬は収益を上げ得なければ存続の意義がありませんし、基本的にはその運営に税金を投入することもあってはならないと思います。その反面、多くの関係者の生活にもかかわる問題であるだけに、慎重さも求められます。大変重要で、かつ難しい判断が求められている段階にあると思います。高崎競馬のこれからのあり方についてどのようにお考えでしょうか、知事にお伺いいたします。――（略）――

小寺弘之知事

高崎競馬について申し上げます。

近年の高崎競馬の経営状況は、議員御指摘のとおり、大変厳しいものがございます。

高崎競馬は、群馬県と高崎市で構成いたします競馬組合という独立の団体をつくって、そこで経営されているものでございます。

そして、競馬事業の経営改善につきましては、関係者を初め皆さんが一生懸命努力しているところでございます。この春から宇都宮・足利競馬場と連携して、それぞれの競馬を相互に場外発売する体制をとるとか、騎手や馬の交流を活発にし、ファンに楽しんでもらえる番組づくりをするなど、売り上げ増のための対策をとったり、あるいは経費を節減したり、人員を削減するなど、いろいろなりストラ対策にも取り組みまして、競馬組合の体質改善に努めて、何とかして競馬の経営改善をしたいと考えているところでございます。ただ、議員おっしゃるように、そういう構造的な問題もありまして、経営改善にも限度があるというようなこともあるのかなということもございます。

そして、高崎競馬はこれまで収益を長年にわたって群馬県及び高崎市に配分をしてきております。これまで百四十三億円、県の一般会計に高崎競馬からいただいております。それから、三十九億円が高崎市に納められております。合わせて配分金は百八十二億円であります。そのほかに、周辺整備の補助として、高崎市に十億円、それから境町に三億円というものが交付されているところでございます。そういう意味で、財政的に寄与してきたわけでありまして、今は赤字になりました、そういう状態ではなくなりました。

それから、競馬関係者でございますが、これは馬主、調教師、騎手、厩務員、もちろん開催に要するいろいろな事務職員等々を含めまして、一口にこの関係者は千人ぐらいになるといふふうに言われているわけでございまして、そういう人たちが協力しながら競馬を運営しているという状況にございます。

こういった事情をずっと勘案いたしますと、時代の変化を的確にとらえ、これは抜本的に判断しなければならぬとともに、真剣かつ慎重に考えなければならぬ問題であると思っております。もちろん、競馬事業は一般財源を投入してまでも継続するものではないと私は考えております。

こういった状況にかんがみて、私は昨年の政府招集の知事会議におきましても、これは地方競馬だけの問題ではない、やはり中央競馬と一体的なものもあるわけでありますので、やはり競馬事業全体で考えていただきたいということで、国の方に要請をいたしております。その内容は細かくは申し上げられませんが、例えば中央競馬というのは今ずっと黒字で、大分黒字も減ってきたとは言いますものの、かなりの収益を上げて、それを国家に納入しているわけでありますが、地方競馬は一方でこういう赤字になっていることでありますので、何とか中央と地方と少し一体的に考えていただけないだろうか、あるいは地方競馬全国協会への交付金をこちらから納めなければならぬわけですから、赤字になってまでこういうことがあるということとはもう少し考え直して欲しいというようなことも訴えております。

平成十二年度における競馬主催者は全国で二十四ありますが、いずれも赤字ということでございまして、関係者は非常に頭を悩ましていらっしゃると思います。群馬県の競馬組合議会でもこのことについて真剣な議論が行われております。また、有識者による懇談会も設けて、幅広い議論をしていきたいと思っております。庁内には競馬対策本部を設置して、副知事を中心として高崎競馬の経営対策、今後のあり方について全庁を挙げて検討をしている

ところでございます。高崎競馬対策は県政のひとつ頭の痛い、頭を悩ます事業でございますけれども、群馬県という「馬」の字がついている県も少ないので、競馬もうまくいけばいいがなと思うのでありますけれども、実情はなかなか厳しいものがございまして、間違いのないようかじ取りをしてまいりたいと考えております。

本会議第三日（九月二十八日）

◎一般質問（第九十一号から第九号までの各議案及び承第三号並びに平成十二年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 五十嵐 清 隆

- 1 制度融資の利用状況と今後の対応について
- 2 群馬用水の緊急改修費用と水道料金について
- 3 子育て支援について
- 4 県内産野菜の生産振興対策について
- 5 最近の消費者被害の実態と対応について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

- 1 保育士定数の見直しについて
- 2 市町村合併について
- 3 交通安全対策について

- 4 畜産安全対策について
- 5 間伐材の利用促進について

三 自由民主党 秋山一男

- 1 企業誘致と育成支援の再構築について
- 2 雇用対策について
- 3 ムダのない予算執行について

四 自由民主党 山本龍

- 1 今後の行財政のしくみについて
- 2 狂牛病対策について
- 3 廃食油燃料について
- 4 バスの利用促進について
- 5 野生鳥獣による農林業被害対策について
- 6 地方道整備について

五 自由民主党 長谷川嘉一

- 1 『エコD.O!』について
- 2 全国都市緑化フェア開催誘致について
- 3 少年非行の現状と対策について
- 4 群馬県における障害者の歯科医療体制整備について
- 5 地元問題について

長谷川嘉一議員（略）

次に、四項目の質問といたしまして、群馬県における障害者の

歯科医療体制の整備についてお伺いをいたします。

精神発達遅滞、脳性麻痺、自閉症、ダウン症という種々の障害を持つ障害者の数は、正確につかむことは困難でございますけれども、疫学的に見た発生頻度では四％から五％と言われております。そのうち障害者歯科治療の対象となる障害者は、人口の約二％から三％と考えられます。また、後天的に障害が生じたケース、これを入れると全体の約五％がその対象となると言われております。

群馬県においては、昭和四十九年度より群馬県歯科医師会館内の歯科総合衛生センターにおいて、県の委託事業として障害者歯科が行われてきております。しかし、近年、その受診者数も増加の一途をたどり、一日平均十五名から十九名、これは通常の障害者施設の中では格段に高い数字になっておりますが、この来院者がございます。また、年間の来院数も三千名を超える数になっております。これにしましては、他県の同様の施設と比較しても大変高い実績があります。

しかしながら、実際の診療に関しましては、この施設では対応できない重度のケースが全体の約十％ほどございます。どうしても処置が必要になり、東京や神奈川県以外の施設に依頼をしなければならぬケースも近年増加をしております。施設の開設以来二十七年を経過し、この間に障害者歯科医療のあり方も大きく進歩をしてきております。現在行っている一般診療所で治療困難な二次医療機関としての障害者歯科医療以上に、より高度の障害者にも対応でき得る三次の性格を持った歯科医療体制の整備が本県においては緊急の課題としてあります。こうした状況につ

いてどのような認識をしておられるのか、保健福祉部長にお伺いをいたします。

また、同時に、現在群馬県内に約十万人近いと推測される歯科治療が必要な障害者も、実際にはその大半が治療の機会が得られない状況であります。現在、前橋の同センターに受診をされている方の約七〇％は高崎、前橋を中心とした地域の受診者の方でありまして、遠く館林、太田、その周辺地域を例にとってみますと、全体の三・七％しかならない状況でございます。これらの地域における対象者の多くは治療の機会に恵まれていないことになります。このような背景から、これらの地域では二次的な機能を有する障害者のための歯科治療施設を要望してきております。こうした動向を踏まえて、今後の障害者歯科医療体制をどのように整備しようと考えておられるか、お伺いをいたします―（略）―。

宮下智満保健福祉部長

群馬県における障害者の歯科医療体制整備についてお答えいたします。

本県における障害者歯科医療につきましては、比較的軽症で短時間の治療を行う一次歯科医療につきましては、開業歯科医院及び病院歯科で対応していただき、より困難な治療を必要とする二次歯科医療につきましては、県歯科総合衛生センターにおいて県歯科医師会への県からの委託事業として、また、富岡甘楽口腔保健センターにおいて富岡甘楽歯科医師会の事業として実施されております。さらに、全身麻酔、入院等を必要とする三次医療につきましては、群馬大学医学部附属病院の口腔外科等において個別

に対応しているというのが現状であると認識しているところであります。

こうした中で、県歯科総合衛生センターの障害者の受診状況を見ますと、御指摘のとおり、年間三千人を超える高い実績を上げておりまして、近年、身体及び知的障害の患者数が増加傾向にあることや、全身麻酔のもとで診察を要する症例も見受けられて、その対応が困難だといったこと、その対応に大変苦慮されているということ、また、私自身何度か直接現場の診療実態を見せていただいたり、また、お話も伺ってよく承知しております、障害者、とりわけ重度の障害者の歯科医療の体制整備を図ることは極めて重大な課題だというふうに認識しております。

そこで、今後の障害者歯科医療体制の整備の方向ではありますが、まず、一次歯科医療につきましては、開業歯科医さん等に対しましてさらなる協力を依頼することとし、二次歯科医療につきましては、既設の県歯科総合衛生センター、富岡甘楽口腔保健センターに加え、現在、館林邑楽地区及び太田新田地区においても、二次の障害者を対象とした歯科医療施設設置に向けた動きもあるというふうに聞き及んでおりまして、こうしたことを契機として、今後の県内全域の二次歯科医療体制のあり方について積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、三次歯科医療体制の整備につきましては、これも極めて重要な課題であるということから、本年度、県歯科医師会と県障害者歯科医療に関する検討会議を設置し、本県における障害者歯科医療体制の整備のあり方について、長谷川議員にも御参加をいただき、検討を始めてところであります。その中で、県立小

児医療センターや歯科を標榜する県内病院の関係者とも十分に協議・検討を重ね、そのあり方の方向づけをしまいたいというふうに考えております。

本会議第四日（十月一日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第一百十号議案 平成十三年度群馬県一般会計補正予算（第三号

・追加分）

第一百十一号議案 教育委員会委員の選任について

第一百十二号議案 教育委員会委員の選任について

第一百十三号議案 収用委員会予備委員の選任について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の追加提出議案は、予算関係一件、事件議案三件であります。

予算関係であります。一般会計補正予算は、我が国初の牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病の発生という事態を受けまして、安全で安心な県民生活を確保するために、牛肉の安全性確保のための検査・防疫体制の強化、生産農家に対する支援や情報提供及び相

談体制の整備による消費者の不安の解消などを内容とする群馬県独自の牛海綿状脳症緊急対策経費を計上しようとするものであります。

追加提案額は一億二千九百二十九万円で、当初提案額と合算いたしますと八十四億八千七百二十六万円となります。

次に事件議案であります。第一百十一号議案の教育委員会委員の選任については、現委員の福田日出子氏の任期が十月四日をもって満了となりますので、その後任者として武藤敏春氏を選任しようとするものであり、第一百十二号議案の教育委員会委員の選任については、現委員の下田憲六氏が十月四日をもって辞職することとなりましたので、その後任者として松岡マキ子氏を選任しようとするものであります。

第一百十三号議案の収用委員会予備委員の選任については、予備委員の菅谷健吾氏の任期が九月三十日をもって満了となりましたので、その後任者として河野功氏を選任しようとするものであります。

◎第一百十一号議案から第一百十三号議案の各議案については、委員

会付託を省略して、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎一般質問（第九十一号から第一百十号までの各議案及び承第三号並びに群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑並びに一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 菅野義章

1 警察活動の基本原則について

二 自由民主党 栗原章 二

1 高齢者保健福祉基盤の整備について

2 少子化対策の新たな展開について

3 廃棄物不法投棄防止対策について

4 雇用のミスマッチの現状と対策について

5 新学習指導要領の実施をめぐる諸問題について

三 自由民主党 田所三千男

1 新障害者プランについて

2 サービス産業の振興に向けた取り組みについて

3 S O H O 起業支援施策について

4 建築確認・検査の民間開放について

5 北藤岡新駅の設置計画について

6 「ららん藤岡」の魅力アップについて

四 自由民主党 久保田順一郎

1 県農政の基本問題について

2 I T 推進の取り組みについて

3 東毛工業用水と東部地域水道の料金について

4 群馬県立館林美術館の開館準備状況について

5 県有の運動公園誘致について

五 自由民主党 原富夫

1 駐車場棟の管理運営について

2 信号機の見直しと設置要望への対応について

3 流域下水道佐波処理区の進捗状況について

4 県立精神医療センターの在り方について

菅野義章議員―(略)―

平成十三年四月五日、前橋市元総社町の警察学校の入校式において、九十一人の新人警察官とその家族の前で、私は群馬県議会議長として祝辞を述べました。内容は、私は常日頃から、我々市民・県民の基本的人権を守ってくれるのは警察官であると考えている、そのことから、警察官の基本的人権を守ることが、結局、市民・県民の人権を守ることになるのであるという信念を持っております。したがって、警察官の生命・財産その他の基本的人権をまず第一に尊重し、守ることであるとの信念であります。そのことから、前橋に実際起こった猟銃による銀行強盗射殺事件の例を引いて、次のように述べました。

この古市町は市の西南部に位置し、市の北東部に当たる荻窪町の銀行に、猟銃を持った強盗が入り、急を聞いて駆けつけた警察官に対し、逃げる乗用車の中から猟銃を切り詰めた短い銃身で警察官を撃とうと狙いを定めました。このとき、身を守るためにやむを得ず警察官がけん銃を発射したところ強盗に命中して、強盗は死亡いたしました。このことについて、多くのマスコミ関係者は、過剰防衛だの、また、職権乱用だの述べて、その警察官を処罰するようにと受け取られるような騒ぎ方があったわけでござい

ます。

私は、当時、文教治安常任委員長をしておりましたが、その警察官を守り、不当に処罰されないように最大限の努力をいたしました。群馬県に二十カ所ある警察署のうち、遠い吾妻、松井田二カ所除いて、宣伝カーで、正当防衛で処罰に当たらないという、そういった街頭演説も私は行ったわけでありました。その中心は、犯罪者・悪党の人権よりも、善良な市民の基本的人権は大事で、守られるべきだという趣旨でありました。新入生の警察官の諸君に、このことをぜひ忘れないで覚えてもらいたい。そして、第一線に出たときに、まず自分を大切にし、自分の生命を守ってもらいたい。そして、自分を大切にし、愛するように、市民を守ってもらいたい。悪いやつらの基本的人権を守るために、尊い生命を失ってはならないのであります、こう述べたわけです。

県民の基本的人権を守るために命をかけて日夜働く県警察官の基本的人権を守るために、公安委員長、県警本部長はいかなるお考えか、簡単に御答弁ありたい。

牛久保智昭公安委員会委員長

ただいまの菅野議員の質問にお答えいたします。

御承知のとおり、公安委員会は警察の民主的な管理と政治的中立の保持を目的に設置されているものであります。また、管理とは、警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう、県警察に対して事前・事後の監督を行うもので、個々の事務執行についての指揮・監督は含まれないと理解しております。

警察は憲法を初めとする諸法令に基づき個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たるとの警察法に定める責務を果たすことで県民の安全の確保と秩序の維持を図るものであります。その権限の行使に当たっては、いやくも憲法が保障する個人の権利及び自由の干渉にわたるなど、その権限を乱用することがあつてはならないものと考えております。

したがって、警察活動は、すべての県民の基本的人権に配慮しつつ、けん銃使用等の個別の権限行使に当たりましては、警察法や警察官職務執行法等の現行法令の範囲内において適切に行い、県民の安全の確保と治安の維持に当たると考えております。

また、犯罪から善良な県民の生命・身体を守るために警察官の尊い命が奪われるということは、大変痛ましいことであると思っております。そのため、県警察には、予想される危害から警察官を守るために、装備資機材の整備あるいは教養訓練の充実等、警察官の危害防止に十分に配慮した上で、県民の負託に堪えていきたいと希望しております。

けん銃の使用要件の緩和につきましては、国家公安委員会等においてもいろいろの意見がございまして、議論がされているものと承知しております。その動向を見守ることが必要ではないかと認識しております。

いずれにいたしましても、県公安委員会といたしましては、県民の期待と信頼に応える警察が実現できるよう、適切に県警察を管理してまいりたいと考えております。

高石和夫警察本部長

深刻な治安情勢のもとでの警察官のけん銃使用についてでございますが、国家公安委員会規則でございます警察官けん銃警棒等使用及び取扱い規範第七条は、けん銃を使用することができる場合といたしまして、警察官は、犯人の逮捕もしくは逃亡の防止、自己もしくは他人に対する防護または公務執行に対する抵抗の抑止のため、警棒等を使用するなどの他の手段がないと認められるときは、その事態に応じ必要な最小限度においてけん銃を構え、または撃つことができるというふうに定めております。

しかしながら、次に掲げる場合のほかは、相手に向かってけん銃を撃つてはならないということで、二つの場合を掲げています。一つ目は、正当防衛または緊急避難に該当し、自己または他人の生命または身体を防護するため必要であると認めるとき、二つ目は、凶悪な罪の犯人を逮捕する際、逮捕状により逮捕する際または勾引状もしくは勾留状を執行する際、その本人が当該警察官の職務の執行に対して抵抗し、もしくは逃亡しようとする場合または第三者がその者を逃がそうとして当該警察官に抵抗する場合、これを防ぎまたは逮捕するために他に手段がないと認めるときでございます。

群馬県警察といたしましては、警察官が職務執行中に犯人からの攻撃などを受けて負傷することのないよう、過去の殉職あるいは負傷をしたというふうな事例を活用した具体的指導をさらに徹底いたしますとともに、柔道、剣道、逮捕術などの術科訓練を強化いたしましたして、逮捕制圧術の維持・向上を図ってまいりたいと思っております。

栗原章二議員―(略)―

三番目には、廃棄物不法投棄防止対策についてお尋ねをいたします。

環境問題を解決するために、廃棄物の排出抑制、使用済み製品の再利用、回収されたものの原材料としての利用等、適正な廃棄物処理を基本とする循環型社会を形成する必要があるわけですが、一般家庭の日常生活により生じる一般廃棄物、企業等の事業活動によって生じる産業廃棄物ともに、その発生量は高水準にあります。

一般廃棄物の全国の排出量及び一人一日当たりの排出量は、一九九七年度約五千二百二十万トン、一人一日当たり約一kgであり、そのうちリサイクル率は約一％にすぎません。また、産業廃棄物の排出量は、同じく同年度約四億一千五百万トンに上がりリサイクル率は四一％となっております。このように、廃棄物の排出量が高水準で推移し、リサイクルの推進が必要とされている中で、最終処分場の残余年数は、一般廃棄物では十年以下、産業廃棄物ではほとんどゼロ年という深刻な状況となっておりますが、反面、廃棄物の不法投棄は年々増加し、一九九八年度には全国で一千二百七十三件の不法投棄が把握されており、五年間の増加率は五倍近くに増大しております。本県におきましても、平成十三年版の環境白書によりますと、平成一二年度百十二件、一万四千五百八トンと、五年前と比較して件数で二・七倍、投棄量で一・三倍となっております。

こうした事態を重視して、本県では昨年度、悪質巧妙化する廃

棄物の不法投棄を防止するため、全県を挙げて不法投棄防止対策を推進いたしました。本年は昨年度の緊急対策の結果を受け、継いだ年間を通じた着実な施策の展開と、家電リサイクル法の施行や国民文化祭の本県開催を踏まえた春、秋の重点取り組み期の設定を骨子とする重点対策を推進中と承知をいたしております。先日は不法投棄がねらわれやすい山間部等で業務を行う関係機関と発見通報協定を締結したと聞いておりますが、この協定のねらい、協定内容についてお聞かせいただくとともに、家電リサイクル法施行の対策を含めて、今年度これまで実施された対策にはどのようなものがあるのか、さらに今後、秋の重点取り組み期でどのような取り組みを考えておられるのか、環境生活部長にお伺いをいたしておきます。

林 弘二 環境生活部長 ― (略) ―

廃棄物不法投棄防止対策についてお答えいたします。

お話のとおり、県におきましては県民の生活環境に支障を与える廃棄物の不法投棄を防止するために、今年度、廃棄物不法投棄防止重点対策を策定いたしました。昨年度の緊急対策の成果を踏まえた着実な施策展開と、春、秋の強化月間における取り組みを柱といたしまして各施策を実施中であります。

御質問の第一点の発見通報協定についてであります。去る八月三十日、県庁におきまして前橋中央郵便局など七機関と廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定を締結いたしました。この協定締結は、不法投棄がねらわれやすい山間部などで仕事をいたします機関の協力を得まして、これを早期に発見、早期に中止させ、県

民の生活環境の保全を図ろうとするものでございまして、関係機関の協力による不法投棄防止体制の強化をねらいとするものであります。

協定の内容であります。これらの機関の職員が業務を遂行中に不法投棄と思われる現場を発見した場合、その状況に際しまして、県または市町村に情報を提供するというもので、これによりまして、七機関、約六万六千人の人たちが不法投棄に監視の目を光らせることとなります。県としては全国でも初めての協定でありまして、また、県内全域を網羅したこれだけ大規模な協定の締結は、不法投棄の早期発見にとどまらず、その抑止力としての効果も期待し得るものと考えております。

次に、本年度、これまで実施いたしました施策についてであります。県・警察・市町村等関係機関を通じた不法投棄防止体制強化のための会議の開催や、県民への積極的な広報啓発活動を実施したほか、六月の環境月間を春の強化月間といたしまして、家電リサイクル法施行を踏まえた廃家電など一般廃棄物不法投棄防止を重点にいたしましたして諸対策を推進いたしました。

具体的には、組織的不法投棄防止対策も含めた幹部職員によります早朝・夜間パトロールや、県内地区別の廃棄物不法投棄対策連絡協議会活動といたしまして、保健福祉事務所職員と市町村の職員、また、環境資源保全協会合同の啓発、監視パトロールをそれぞれの地区別に実施いたしました。

また、環境月間行事といたしまして実施されました各地域の清掃活動や統一美化キャンペーン等におきまして、市町村などの協力を得まして、チラシや啓発資材を配布いたしましたして廃家電等の

不法投棄防止を呼びかけたところであります。

次に、秋の重点取り組みでございますが、十一月三日からの国民文化祭の開催を控えまして、この十月を秋の強化月間といたしまして不法投棄防止対策を集中的に実施することとしております。まず昨日、処理業界、排出事業者団体、警察、県と連携いたしました。県庁におきまして不法投棄防止県民の集いを開催したところでありますが、今月下旬には太田市におきまして啓発キャンペーンを、街頭活動を含めて実施したいと考えております。

さらに、広域・悪質・巧妙化しております不法投棄事案に対処するために、関東の各都県と連携いたしました。高速度道路や主要幹線道路におきまして産業廃棄物収集運搬車両の一斉合同検問を実施するべく、現在調整を進めているところであります。また、新聞やラジオ等のメディアを活用いたしまして、不法投棄防止の広報啓発活動を実施したいと考えております。このほか、県のホームページを活用いたしまして、インターネットによって県民から不法投棄情報を受け付けられるようするほか、警察の協力を得まして、ヘリコプターによる空からの監視パトロールも引き続き実施する予定であります。

今後とも、美しい郷土を守り、県民の良好な生活環境を保全するために、廃棄物の不法投棄防止に係る機関・団体と連携いたしまして、県民の協力を得てなお一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第九十一号議案から第一百十号議案及び承第三号については、

それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十二年度群馬県公営企業会計決算認定の件については、決算特別委員会に付託することに決定

◎休会の議決

十月二日から五日及び九日から十一日は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（十月十二日）

◎諸般の報告

群馬県人事委員会委員長から議長あてに提出された職員の給与等に関する報告及び勧告の写しを配付

◎新任者の紹介

今井健介教育委員会委員長（十月五日付）
武藤敏春教育委員会委員（十月五日付）
松岡マキ子教育委員会委員（十月五日付）

◎第九十一号から第一百十号までの各議案及び承第三号並びに各請願を議題とした委員長報告

南波和憲保健福祉常任委員長、金子泰造環境土木常任委員長、山本龍農林常任委員長、五十嵐清隆産業経済常任委員長、星野寛文教治安常任委員長、安楽岡一雄総務企画常任委員長、岩井

賢太郎こども未来特別委員長、矢口 昇高齡・くらし特別委員長、秋山一男景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○山本 龍農林常任委員長（概要）

最初に、農政関係であります。こんにやくの輸入の実態について質疑されるとともに、こんにやく調製品の輸入の実態や、旅行者の携行品としてこんにやくの精粉が持ち込まれている現状の改善策等について県の見解が質されました。さらに、本県のこんにやく農家や関連業者の県のさらなる支援策、国への働きかけ等について要望がありました。

畜産関連では、国内初の牛海綿状脳症の発生が千葉県において確認されたことから、発生の経過と本県の対応及び緊急対策の内容について詳細に聴取した後、県産牛肉の安全性確保のための取り組み、検査体制の状況、消費者の不安解消のための方策等について、集中した議論が展開されました。また、生産農家等への支援策として創設された融資対策について質疑されるとともに、円滑な融資が行われるよう要望がありました。さらに、消費者はマスコミ等を通じて情報を得ることから、県民等への正確な情報の提供にいて質疑されたほか、消費への影響について、町中の飲食店等にも行って生の情報を集め、対応に生かしてほしい旨の要望がありました。

続いて、林務部関係であります。経済対策に関連して、厳しい経済状況の中で公共工事の県内業者への優先、そして早期発注、県産材の利用促進など、景気対策の取り組みについて質疑が行わ

れました。さらに、台風や集中豪雨における林業関係被害の早期復旧に向けての取り組み状況について質疑がされるとともに、一層の早期発注の実施について要望がありました。

○岩井賢太郎こども未来特別委員長（概要）

最初に、学校教育関連では、学校週五日制を目前に控えて、ゆとりの時間についての考え方や学校・家庭・地域の連携のあり方、さらにはPTAとの連携をどう図るのか質疑されました。

次に、小中学校における少人数授業のための定数配置の目的や今後の定数配置に対する取り組み方針が質されるとともに、習熟度別授業による子供たちの差別意識やストレスの状況、さらに三十人学級についての考え方が論議されました。

次に、学校給食関係では、狂牛病問題による学校給食における牛肉使用の自粛やポリカーボネート食器の安全性に対する考え方が質疑されました。

続いて、子供たちのための社会基盤づくり関連では、幼保一元化について国の動向や県教育委員会の考え方及び施設の共有化の状況について質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第十一号議案　こんにやく産業安定化に関する意見書
議第十二号議案　牛海綿状脳症対策の強化に関する意見書
議第十三号議案　道路整備についての意見書

◎ 提案説明及び委員会付託を省略して討論

日本共産党県議団　金子　賢　議第十三号議案に対する反
対討論

◎ 採決

各発議案は原案のとおり可決

◎ 諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎ 追加議案の上程

第百十四号議案　土地利用審査会委員の選任について

平成十二年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

◎ 提案説明

○ 小寺弘之知事

追加議案は、土地利用審査会委員の選任及び決算の認定であり
ます。

まず、土地利用審査会委員の選任については、現委員の平方亀

三郎氏外六名の任期が十月十八日をもって満了となりますので、
その後任者として清水和子氏外六名を選任しようとするものであ
り、決算の認定については、平成十二年度の一般会計及び十一の
特別会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものでありま
す。

◎ 第百十四号議案については、委員会付託を省略し採決

原案に同意することに決定

◎ 議案の委員会付託

平成十二年度群馬県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の
認定の件については、決算特別委員会に閉会中の継続審査案件
として付託することに決定

◎ 特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案二十七件（うち可決二十五件、継続審査二件）

議員提出議案四件（うち可決四件）

二 請願の審査状況

請願三十三件（うち採択五件、一部採択三件、審査未了九
件、継続審査十六件）

第十三項 平成十三年十二月定例会

平成十三年十二月定例会概括表

1 2 月 7 日		1 2 月 3 日		月 日
<p>人事委員会の意見書の配 付 追加議案の送付書朗読 議案提出書朗読</p>		<p>委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配 付 議案の送付書及び意見書 の処理の結果朗読</p>		<p>諸般の報告・紹介</p>
				<p>選挙・指名</p>
<p>第一一五号議案 第一四〇号議案</p>		<p>第一三九号議案 第一一五号議案 第一三九号議案 第一一五号議案</p>		<p>上程議案</p>
<p>答弁 小寺知事 富田農政部長 大松林務部長 富田農政部長 大松林務部長 富田農政部長 大松林務部長</p>		<p>答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部 野口企業管理者 関根総務部長 富 田保健福祉部長 林環境生活部長 富 田農政部長 後藤商工労働部 砂川土木 部長 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部 野口企業管理者 関根総務部長 富 田保健福祉部長 林環境生活部長 富 田農政部長 後藤商工労働部 砂川土木 部長 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部 野口企業管理者 関根総務部長 富 田保健福祉部長 林環境生活部長 富 田農政部長 後藤商工労働部 砂川土木 部長</p>		<p>質疑・一般質問・討論の 質 疑 一般 質 問 ・ 討 論 の 委員長報告に対する討論 宇津野洋一 一部反対の討論 岡田義弘 賛成討論 塚越紀一 賛成討論 庭山 昌 賛成討論</p>
<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>		<p>知事の提案説明 休会の議決 請願の委員会付託 人事委員会に意見を聴取 知事の提案説明 り認定 各会計決算は委員長報告のとお 決算特別委員長報告 会期の決定</p>		<p>状況 委員長報告・議決・その他</p>

1 2 月 1 9 日	1 2 月 1 0 日
<p>議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読</p>	
<p>第一一五号議案 第一四〇号議案 請願 議第一四号議案 議第一七号議案 第一四一号議案、 第一四二号議案 (追加)</p>	
<p>委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論</p>	<p>砂川土木部長 一般質問 金子一郎 答弁 高石警察本部長 福島企画部長 林 環境生活部長 砂川土木部長 一般質問 真下誠治 答弁 小寺知事 関根総務部長 宮下保健 福祉部長 大松林務部長 後藤商工労働 部長 砂川土木部長 一般質問 亀山豊文 答弁 高井教育長 関根総務部長 宮下保 健福祉部長 後藤商工労働部長 砂川土 木部長 一般質問 矢口 昇 答弁 小寺知事 今井教育委員会委員長 後藤代表監査委員 富田農政部長 後藤 商工労働部長</p>
<p>委員長報告 第一一五号議案、第一四〇号議 案及び各請願は委員長報告のと おり可決及び決定 議第一四号議案、議第一七号議 案は、原案のとおり可決 知事の提案説明 第一四一号議案、第一四二号議 案の各議案は、原案のとおり可 決及び同意 特定事件の継続審査 表彰状の伝達及び顕彰状授与並 びに知事感謝状の贈呈式</p>	

本会議第一日(十二月三日)

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

金田克次、塚越紀一、石原 条の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十二月三日から十九日までの十七日間とすることに決定

◎平成十二年度群馬県一般会計及び同特別会計の各歳入歳出決算並びに平成十二年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とした委員長報告

原 富夫決算特別委員長から委員会の審査経過と結果の報告があつた。

◎討論

日本共産党県議団 宇津野洋一 一部反対の討論

自由民主党 岡田義弘 賛成討論

フォーラム群馬 塚越紀一 賛成討論

公 明 党 庭山 昌 賛成討論

◎採決

各会計決算は委員長報告のとおり認定することに決定

◎議案の上程

第百十五号議案

平成十三年度群馬県一般会計補正予算（第四号）

第百十六号議案

平成十三年度群馬県病院事業会計補正予算（第二号）

第百十七号議案

平成十三年度群馬県電気事業会計補正予算（第一号）

第百十八号議案

平成十三年度群馬工業用水道事業会計補正予算（第二号）

第百十九号議案

平成十三年度群馬県水道事業会計補正予算（第一号）

第百二十号議案

平成十三年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第一号）

第百二十一号議案

平成十三年度群馬県観光施設事業会計補正予算（第二号）

第百二十二号議案

平成十三年度群馬県駐車場事業会計補正予算（第一号）

第百二十三号議案

公益法人等への職員の派遣等に関する条例

第百二十四号議案

群馬県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例

第百二十五号議案

群馬県緊急地域雇用創出特別基金条例

第百二十六号議案

政治倫理の確立のための群馬県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

- 第二百二十七号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第二百二十八号議案 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第二百二十九号議案 国営土地改良事業負担金徴収条例の部を改正する条例
- 第二百三十号議案 群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第二百三十一号議案 群馬県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第二百三十二号議案 群馬県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第二百三十三号議案 群馬県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第二百三十四号議案 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 第二百三十五号議案 請負契約の締結について
- 第二百三十六号議案 請負契約の締結について
- 第二百三十七号議案 請負契約の締結について
- 第二百三十八号議案 当せん金付証券の発売について
- 第二百三十九号議案 当せん金付証券の発売の変更について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係八件、事件議案十七件、合計二十五件であります。

まず、予算関係であります。

今回の補正予算案では、国の補正予算に関連して、緊急地域雇用創出特別基金の造成や離職者支援資金貸付事業費を補助することといたしました。

また、牛海綿状脳症対策としては、九月補正予算での措置に加えて、特定部位焼却施設整備費に補助するとともに、県の単独施策として肉用肥育牛経営安定積立金助成を実施することといたしました。

今回の補正予算案の総額は七十億一千二百四十七万円で、現計予算額と合算いたしますと八千五百三十五億七千七百七十六万円となります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第二百二十三号議案は、公益法人等への職員の派遣等に関して新たな条例を制定しようとするものであり、第二百二十五号議案は、緊急地域雇用創出特別基金を設置しようとするものであります。

◎意見の聴取

第二百二十三号、第二百二十八号、第二百三十一号及び第二百三十二号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎請願の委員会付託

十一月二十六日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月四日から六日までは、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（十二月七日）

◎諸般の報告

第二百二十三号、第二百二十八号、第三百三十一号及び第三百三十二号の各議案について群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第四百十号議案 平成十三年度群馬県一般会計補正予算（第四号・追加提出分）

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の追加提出議案は、一般会計補正予算一件であります。一般会計補正予算は、雇用情勢のさらなる悪化を踏まえ、新たに造成される緊急地域雇用創出特別基金を活用して実施する事業について予算措置を講ずるものであり、安全安心まちづくり対策パトロールなど五十一事業について当面早急に実施しようとする

ものであります。

また、牛海綿状脳症対策については、県内で生産された牛が国内三頭目となる牛海綿状脳症と確認されたことから、この事態を重く受けとめ、緊急対策として、生産農家に対する乳用後継牛の導入経費に対する助成や金融支援のための融資枠拡大に必要な予算措置を講ずるものであります。

追加提案額は、二億六千三百九十六万円で、当初提案額と合算いたしますと七十二億七千六百四十三万円となります。

◎一般質問（第百十五号から第百四十号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 腰塚 誠

- 1 十二月補正予算について
- 2 平成十四年度当初予算編成について
- 3 牛海綿状脳症対策について
- 4 離職者支援資金の創設について
- 5 新たな緊急地域雇用特別基金事業について
- 6 就職問題について
- 7 今後の高校教育改革の推進について
- 8 平成十三年度職員採用試験に導入された、資格加点制度の実施結果と今後の採用試験の方向性について
- 9 英語能力の向上に関する提言について

二 フォーラム群馬 山下 勝

- 1 新年度予算の編成方針について
 - 2 景気・雇用対策について
 - 3 教育行政について
 - 4 牛海綿状脳症対策について
 - 5 高齢者の在宅福祉対策について
 - 6 絶滅危機の野生動植物の保全対策について
 - 7 公共事業の推進と建設リサイクルについて
 - 8 工業団地の分譲状況とその取り組み等について
 - 9 歩車分離式信号機について
 - 10 東毛広幹道の進捗状況について
- 三 日本共産党県議団 金子 賢
- 1 県民生活と雇用問題について
 - 2 狂牛病対策について
 - 3 大学再編と本県における高等教育の確保について
 - 4 群馬のこれからの同和対策について
 - 5 感染性医療廃棄物処理場建設について
- 四 公明党 小島 明 人
- 1 牛海綿状脳症対策について
 - 2 行政のムダ・ゼロに向けた具体的取組みについて
 - 3 福祉オンブズマン制度の導入について
 - 4 緊急地域雇用創出特別交付金の対応について
 - 5 不況下の高校生を取り巻く諸問題について
 - 6 電動車イス利用者の交通事故の現状と対応について

腰塚 誠議員―(略)―

次に、牛海綿状脳症対策についてであります。

本県で生まれ育った乳牛が国内三頭目の牛海綿状脳症(BSE)と確認されました。このことは、私たちを非常に驚かせ、風評被害に立ち向かい日夜頑張っている畜産農家を初め、関連業界の関係者に大きな衝撃を与えたところであります。北海道猿払村に続く今回のBSE感染牛の確認は、十月十八日からスタートした牛の全頭検査が有効に機能し、安全な牛肉しか市場に出回らないということを裏づけております。しかしながら、消費者の牛肉の買い控えが続き、肉牛の枝肉市場は低迷しており、畜産農家は原価割れの状態でも出荷せざるを得ない状況にあります。一方、焼き肉店等の中には、風評被害により客足が遠のき、売り上げが大幅に減少しているところもあると聞いています。また、BSEの感染源とされている肉骨粉等については焼却処理されることとなっておりませんが、現在、県内における肉骨粉の製造量は毎日百トン以上にもなり、在庫が増大していると聞いております。

本県においては、既に副知事を本部長とした全庁的な対策本部が設置され、検査体制などの強化や県民への正確な情報提供、畜産農家への支援措置等の緊急対策が講じられているところですが、このほどの感染牛の発生により、本県畜産業と関連業界はまさに未曾有の危機に直面したと言って過言ではありません。

そこで、対策本部長である副知事にお尋ねいたします。

一点目は、これまで県としてどのような取り組みを行ってきたのか。

二点目は、今回の新たな事態を踏まえ、今後どのような対策を講じていくのか。

最後に、肉骨粉の処理についてですが、県内における焼却の状況はどうか、あわせてお伺いいたします。―(略)―

高山 昇副知事―(略)―

これまでの県としての取り組みについてであります。第一は、県産肉牛の安全の確保のための全頭検査を実施しているというところでございます。十月十八日から屠畜場に搬入されるすべての牛について、BSEスクリーニング検査を行っており、十二月六日までに四千二百九十八頭の検査を実施しております。これまで本県においてはすべて陰性でございます。また、屠畜場におきましては、発症原因であります異常プリオンが蓄積するとされており、特定四部位はすべて除去いたしており、安全な牛肉だけが供給される仕組みが構築されているところであります。

これまでの取り組みの第二でございますけれども、生産者及び関連産業への支援対策でございます。まず、生産農家に対しましては、BSE関連緊急対策資金及び大家畜経営維持資金を融資しており、十二月五日現在で利子補給承認件数は五十八件、その承認額は十二億七千二百万円となっております。また、飲食店や食肉販売加工業者等につきましては経営強化支援資金を融資してきており、同じく十二月五日現在で融資件数は十件、融資金額二億千八百万円となっております。

第三に、県民等への正確な情報提供に努めてきたということでございます。消費者の牛肉に対する安全性の確保、その信頼の回

復というためには、正確な情報を提供していくことが何よりも不可欠でございます。十月一日から県内四十一カ所に相談所を設置するとともに、新聞、広報紙、インターネットなどの広報媒体を利用して、さらには各種リーフレットを作成して、牛肉の安全性についての消費者への情報提供に努めてきたところであります。

次に、今回の新たな事態を踏まえたこれまでの当面の対応、今後の対応についてお答えいたします。

まず、家畜伝染病予防法に基づく対応が一つございます。感染した当該牛を生産してきた農家が現在養育いたしております牛の移動制限を行うとともに、当該牛と同居していた牛の追跡調査、さらには、飼料の給与の実態調査等を実施しているところでございます。今後、国と協議しながら疑似患畜を特定し、感染の疑いがある牛を特定し、病性鑑定など必要な措置を行っていくこととなります。

第二に、宮城村への支援でございます。県といたしましては、十二月四日付でベテランの技術職員を宮城村役場に派遣するとともに、中部農業総合事務所に県と宮城村の職員で構成する緊急支援プロジェクトチームを設置し、既に村において設置されております対策本部とよく連絡をとってこれを支援していく、そういう考え方でございます。

第三に、生産農家への支援でございます。地元生産農家等については大きな影響が懸念され、現に影響が出てきております。経営・技術相談あるいは指導、融資の相談、今後増加が見込まれる資金融資枠の確保、乳用後継牛の円滑な導入等についての支援を行うため、必要な予算を本議会に追加提案させていただいている

ところでございます。

第四は、国への緊急要請でございます。今回の事態を踏まえ、県としては十二月四日に、まず感染原因の早期かつ徹底した究明、さらには患者あるいは疑似患者に対する手当金の見直し、あるいは生産復帰までの所得の補てん等の支援、さらに大家畜経営維持資金融資の確保と貸付期間等の延長、さらには乳用老廃牛等についての特別対策の実施、乳用種雄子牛等の販売価格低下に対する支援等々について、国に対して緊急な要請を行ってきたところであります。

最後に、肉骨粉の焼却についてでございます。このことも緊急かつ全県的な対応が必要でございます。そのような判断から、県内全市町村あて文書で協力を依頼するとともに、十一市を含む十三の焼却施設設置市町村及び一部事務組合管理者に対し、肉骨粉等の焼却処理についての個別協議を行っているところであり、既に前橋を初めとする数施設で焼却試験が行われ、問題がないことが認められたところでございます。こうした焼却試験の結果を受け、現在、関係市町村等において、施設周辺住民への説明会の実施等本格焼却に向けた取り組みを鋭意行っていたいただいているところであり、近く一部本格焼却も開始し得るものと考えております。

金子 賢議員 ― (略) ―

次に、大学再編と本県における高等教育の確保について伺います。

小泉内閣の骨太方針に沿い、遠山文部科学大臣はさきに大学の構造改革の方針、いわゆる遠山プランであります、これを発表

して、国立大学の再編・統合方針を明らかにしました。また、最近では、十一月になって大学再編を進める一連の流れの中で、国立の教員養成系大学・学部のある方に關する懇談会が検討報告書を公表いたしました。その報告は、教員養成を現状のようにすべの都道府県で行う必要は薄れつつあるとして、一都道府県一教員養成学部の体制を見直し、再編・統合を行う必要性を指摘いたしました。この内容は、一県一大学の実現、各県に教養及び教職の学部設置など、戦後我が国で確立されてきた国立大学設置の原則を投げ捨て、教員養成系などの規模の縮小・再編、県域を越えた大学・学部間の再編・統合などを進めるものです。国立大学の設置原則は、大学の地域社会への貢献や全国に均衡のとれた高等教育を保証し、高等教育への機会均等を確保するなど、地方の教育、文化、経済に積極的な役割を果たしてきたものであります。

遠山文部科学相は、国立大学長会議で、最終的には文部科学省の責任において具体的な計画を策定したいと発言し、上部の意向優先で強権的な再編・統合を決めて進める考えを示しております。大学の自治に基づく自己改革を軽く見、効率優先の立場で強引に再編を進めることは、学問の府としての大学のあり方とは決してなじまないものであります。日本共産党県議団は、これは本県の教育に直接結びつく重要な問題と考えまして、先ごろ群馬大学を訪れ、教員養成課程の今後について懇談をしてまいりました。大学では、将来計画委員会で検討を進めているようですが、文部科学省の強引なやり方には少なからず懸念を持っているように伺いました。

言うまでもなく、群馬大学は県内唯一の国立大学であり、とり

わけ教育では長年にわたって県内教育を支える役割を担い、幼児、小、中、高、障害児と、すべての教員養成課程を備えた特徴を持っている重要な教育機関でございます。この存続と活用は、県政にとっても大きな課題であると思います。新聞が伝えるように、再編・統合で教員養成学部が現在の半分になり、仮に教育学部が他の大学に吸収・統合されることにならば、群馬の教育基盤整備に重大な影響を与えかねません。県当局は、大学側と密接な連携をとり、本県から教員養成学部をなくさないよう最大限の努力を注ぐべきだと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

また、現在二百二十名の卒業予定者のうち、教職につくことが内定しているのは五十名前後と厳しい状況にあります。教職員法定数を大きく下回っている本県の現状を抜本的に改善することは、教育学部学生の初心を失わせる上でも重要なことではないでしょうか。この際、教職員の思い切った増員とあわせて少人数学級実現へ大きく踏み出すことを強く求めたいと思います。御所見を伺いたいと思います。

小寺弘之知事

大学の再編について、群馬大学の教育学部に関連した御質問でございます。

社会経済情勢が大きく変化する中で、現在の日本の高等教育に係る制度や高等教育機関のあり方について真剣に考えるべき時期であると認識しております。しかし、地方における大学などの高等教育機関は、これまで日本の発展する過程の中で、研究、教育両方の面から、日本の発展にとっても、地域の発展のためにも、

大きな役割を果たしてきたと私は認識しております。群馬県におきましても、文化や科学技術の振興、産業の発展など、地域活性化のためにさまざまな面で貢献してきておりますし、また、今後とも高等教育機関が持っております人的資源あるいは知的な集積に對しても期待が寄せられているところだと思っております。こうした観点に立って、時代の要請を踏まえ、また、大学自身の改革への考え方なども踏まえまして、群馬県の将来の発展を考えて県としても取り組んでまいりたいと存じております。

高井教育長（略）

大学再編と本県における高等教育の確保についてのうち、教員の採用数についてお答えいたします。

御質問の教員の採用数については、近年は児童・生徒数の減少に伴う学級減や退職者の減少などが要因となって減少してきておりまして、平成十三年度の公立学校教員採用数は百六十三人とっております。ここ四、五年厳しい状況であります。しかし、本年度からスタートいたしました小中学校における第七次定数改善計画及び高等学校における第六次定数改善計画による定数増を活用し、少人数授業の積極的な導入を図ることとしたため、十四年度採用予定者数は二百九十四人まで増やすことができました。昨年に比し百三十一人の大幅な採用数の拡大を図ったところであります。

御指摘の小規模学級についてでございますが、国が定める標準法において、一学級の人数は上限四十人と示されており、県単独で一律にこの学級編制基準を引き下げることが大きな予算が伴う

ため、現実的には難しい状況にあります。なお、本県におきましては、一学級の人数は四十人とするものの、県単独の補助教員であるわかばプラン・さくらプランも含めて、学校種や児童・生徒の発達段階に応じた少人数授業を初め、習熟度別授業やコース選択制を取り入れることによりまして、個に応じたきめ細かな指導を実施しているところであります。

今後、教員の採用数の増加を含め、少人数授業等の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

本会議第三日（十二月十日）

◎一般質問（第百十五号から第百四十号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 萩原康二

- 1 「一郷一学」の推進について
- 2 警察力不足を補う当面の対策について
- 3 林業従事者の動向と担い手対策について
- 4 カワウ被害の防止対策について
- 5 特別栽培農作物の生産振興について
- 6 地元問題について

二 自由民主党 金子一郎

- 1 地域づくり団体全国研修交流会群馬大会について

- 2 廃棄物処理計画の策定状況について
- 3 土砂災害防止対策について
- 4 県民の安全と安心を確保する警察活動の推進について
- 5 組織犯罪対策について
- 6 地元問題について

三 自由民主党 真下誠治

- 1 本県の森林・林業政策の推進について
- 2 介護支援専門員の支援体制について
- 3 産業科学技術の振興について
- 4 サイクリングロードネットワーク計画等の進捗状況について
- 5 「見えるラジオ」の防災チャンネルの開設について

四 自由民主党 亀山豊文

- 1 県と市町村の人事交流について
- 2 少人数授業等きめ細かな指導の実施状況について
- 3 放課後児童受入体制整備とひとり親家庭対策について
- 4 産学官連携の推進について
- 5 TMOについて
- 6 冬季国体の準備状況及び同大会リハーサル大会の開催について
- 7 国道五〇号、前笠道路の四車線化の推進について

五 自由民主党 矢口昇

- 1 県境振興への対応について
- 2 委員長に就任しての抱負と教育委員会の活性化について
- 3 監査を通しての所感について
- 4 総合農地防災事業の推進について
- 5 野菜の振興対策について
- 6 信用保証協会の代位弁済等について
- 7 都市計画法の改正に伴って策定する県のマスタープランについて

亀山豊文議員―(略)―

次に、産・学・官連携の推進でございます。

新世紀の幕開けとなった本年も残りわずかですが、年当初は未来に向けた大きな節目の年として、特に産業面・経済面での飛躍を胸に希望膨らませていた県民も少なくなかったのではと思います。しかしながら、本年は、皮肉にも前向きな機運に水を差すような後ろ向きの事案が余りにも多かつたように思います。そのために、企業行動としては、今後の経済情勢を展望してみても先の見通しが立たない、そのためにこれまで企業が将来の競争力の維持のため営々と続けてきた技術開発に対する研究費を手控えてしまうという、地域経済の競争力低下につながりかねない悪循環の構造ができつつあることが懸念されます。また、生産機能の流出に伴い、試作等研究開発の機能も着実に流出していることも推察され、これも地域経済の持続的発展を図る際の根幹的な問題になると思われます。

そうした中で、先月報じられました私の地元群馬大学工学部と

三洋電機との共同研究により開発された新型LSIの製品化は、百億円程度という新たな市場開拓の規模もさることながら、産・学・官連携による技術開発あるいは新市場開拓の大きな可能性を、県内大企業のみならず、中小企業に対しても示唆してくれた明るい話題であると受けとめております。このようにグローバル化が進む県内企業の競争力維持を図るため、産・学・官連携の推進は今後ますます重要だと思えます。特に大学や公設試験研究機関の研究成果を積極的に中小企業に還元させる施策が必要ではないかと考えますが、県としてこれをどのように推進していくかと考えているのか、県内の動向の紹介もあわせて、商工労働部長にお伺いをいたします。

後藤 新商工労働部長―(略)―

まず、最初に、産・学・官連携の推進についてお答え申し上げます。

海外生産比率が上昇し、いわゆる空洞化が進展している中で、今後の産業競争力の強化を図るためには、他国の一歩先を行く新技術開発に取り組むことがますます重要となっております。科学技術を振興するための産・学・官連携の推進は、県としても最重要課題の一つであると考えております。特に、これまでのように欧米の技術力に追従してきたいわゆるキヤッチアップ時代から、独創力豊かな新技術を開拓・実用化を図り国際市場をリードするフロントランナー時代へ移行していることにかんがみますと、大学などの知的ポテンシャルを活用する産・学・官連携は、地域産業の競争力を維持するために重要な手段であります。

そこで、県といたしましては、先ほど真下議員の御質問にもございましたように、本年三月に群馬県産業科学技術振興方針「百年の礎を築く 群馬産業技術戦略」を策定いたしました。この中で、産・学・官連携など産業科学技術振興をめぐる課題の解決のための考え方や具体的な施策例を明らかにしております。産・学・官の連携では、大学などと産業界の価値観の違いでありますとか、あるいは産と学と官を結びつける目先のコーディネート機能の不足など、さまざまな問題を抱えております。大学側には敷居を下げる努力が求められますし、企業側には意識改革が必要であります。そして、そのための交流や連携の場の提供が求められております。

群馬県といたしましては、群馬産業技術センターの整備に当たって、産・学・官連携の拠点施設として人的交流や技術情報交流の場を整備する方針であります。また、県の中小企業振興公社には四人の科学技術コーディネーターを配置しております。大学などの研究シーズの探索と企業のニーズのマッチングを推進しておりますほか、知的所有権センターに特許流通アドバイザーを設置いたしましたして、技術移転を図るための環境づくりを進めております。このような中で、具体的な産・学・官連携の動きが本年度に入りまして相次いでみられました。それだけ首都圏北部、北関東の産業としての可能性が非常に高まっていると言えるのではないかと考えております。

本年の七月には、群馬大学が中心的な役割を担いまして、前橋工科大学、群馬工業高等専門学校のほか、埼玉県や栃木県周辺にまで及ぶ大学、高専、研究機関、企業などが広く参加をいたしま

す北関東産官学研究会が設立されました。専門部会などの場で、今後、技術移転が活発におこなわれますことが、期待をされております。また、経済産業省の関係では、地域関連施策を集中的に投入することによって、新しい産業集積（産業クラスター）をつくっていくということ、首都圏北部産業活性化調査・産学連携調査委員会が、これも本年設置をされました。これを踏まえまして、来年度には関東経済産業局、群馬県そして栃木県が中心となって産学連携推進のための具体的組織を立ち上げることとしております。これにつきましては、新事業創出を加速化させるための総合的支援事業、プラットフォーム構想支援事業というふうに呼んでおりますが、これらの施策を活用いたしまして、コーディネート機能の強化を図ろうと考えております。

◎議案の委員会付託

第百十五号から第百四十号議案までの各議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月十一日から十四、十七日及び十八日の六日間は、委員会審査等のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（十二月十九日）

◎第百十五号より第百四十号までの各議案及び各請願を議題とし

た委員長報告

南波和憲保健福祉常任委員長、金子泰造環境土木常任委員長、山本龍農林常任委員長、五十嵐清隆産業経済常任委員長、星野寛文教治安常任委員長、安楽岡一雄総務企画常任委員長、岩井賢太郎こども未来特別委員長、矢口 昇高齢・くらし特別委員長、秋山一男景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○五十嵐清隆産業経済常任委員長（概要）

最初に、商工労働部関係ですが、牛海綿状脳症の発生に関連して、発生以来風評被害等により深刻な経営状況にある焼肉店や精肉業者等への金融面からの支援、相談体制等について質疑されるとともに、これら制度融資等のPRについても一層努力するよう要望がありました。

次に、新たな緊急地域雇用創出特別基金事業に関連して、現行基金事業の成果及び今後の取り組みに対する市町村への適切な指導・助言について質疑されました。

次に、群馬の観光対策について、利根川や上毛三山等の観光資源の有効な生かし方、本県のロマンチック街道の現状等について質疑されました。また、雇用情勢が厳しさを増している中、社会的関心が高まっているワークシェアリングに対する考え方や取り組みについて質疑があり、あわせてこの問題については緊急とはいえ丁寧な議論を進めていくよう要望されました。

続いて、企業局関係ですが、観光施設事業の経営改善に関連して、桜山温泉センター、水沼駅温泉センター、赤城緑風荘、赤城

芝スキー場の四施設の利用状況及び地元市町村等との調整状況についてそれぞれ質疑されました。

次に、団地の販売促進に関連して、太田リサーチパークの業種拡大の内容と引き合い状況、他の団地の業種拡大に対する考え方について質疑されました。

○安楽岡一雄総務企画常任委員長（概要）

最初に、企画部関係であります。まず、企画関連では、二十一世紀プランについて、計画推進に当たり、現状課題の認識とその対応策が質されるとともに、特徴的な指標の考え方や活用方法、県民理解のための施策が質疑され、このプランが県民に定着するよう努力されたい旨の要望が出されました。

続いて、情報政策関連では、光ファイバー網の整備状況と県民の利用状況や、IT講習については事業の推進状況と目標達成の見込みが質疑されました。

次に、総務部関係であります。まず、さきに県立女子大の外国語教育研究所から出された英語能力の向上に関する提言について、提言の対象範囲や県立女子大学生の英語能力の向上策、入試選考方法等が、また、外国語教育研究所について、女子大における研究所の位置づけ等、詳細な質疑が行われました。

また、県立女子大学改革関連では、学長の改革に対する考え方や決意が質されるとともに、学長選挙の進行状況、大学設置者との協議の状況、大学と自治と大学改革の関係、国やほかの都道府県における大学改革の状況等について真剣に質疑されました。

次に、県税関連では、十三年度の県税収納状況や滞納及び欠損

処分の状況、さらに十四年度の県税見込みや行政事務所県税部職員
の市町村派遣の実績等が質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は、委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十四号議案 政治倫理の確立のための群馬県議会議員の資

産等の公開に関する条例の一部を改正する条
例

議第十五号議案 WTO交渉に関する意見書

議第十六号議案 義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に

関する意見書

議第十七号議案 県産牛肉の消費回復に向けた決議

◎提案説明及び委員会付託を省略し採決

各発議案は原案のとおり可決

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第四百一十一号議案 平成十三年度群馬県一般会計補正予算（第四
号）

第四百二十二号議案 収用委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事（概要）

今回の追加提出議案は、予算関係一件、事件議案一件でありま
す。

まず、予算関係であります。一般会計補正予算は、牛海綿状
脳症の感染牛が確認された宮城村において、同村内産の牛の出荷
が県外の一部の市場で排除されていることなどから出荷が滞り、
生産農家が精神的・経済的に大きな打撃を受け、深刻な事態にあ
るため、宮城村の生産農家に対して牛の飼料代を緊急に支援しよ
うとするものであります。今回の追加提出額は千四百四十七千
円で、提出済み額と合算いたしますと七十二億九千八十三万九千
円となります。

次に、事件議案であります。収用委員会委員の選任について
は、現委員の新井昌一氏及び長谷川浩子氏の任期が十二月二十日
をもって満了となりますので、その後任者として新井昌一氏及び
長谷川浩子氏を再任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し採決

第四百一十一号議案及び第四百二十二号議案については可決、同
意することに決定

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

・知事感謝状の贈呈

小寺弘之知事

◎表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞

山口 清議長

・全国都道府県議会議長会表彰状の伝達

山口 清議長

中村栄一、松沢 睦の各議員（在職三十年以上）

・祝辞

菅野義章議員

金子 賢、原 富夫、早川昌枝、大澤正明、関根圀男、

・謝辞

松沢 睦議員

秋山一男、中沢丈一、小林義康、長崎博幸、腰塚 誠の

各議員（在職十年以上）

会議結果

・群馬県議会議長会顕彰状の授与

山口 清議長

一 議案審査の状況

中村栄一、松沢 睦の各議員（在職三十年以上）

知事提出議案三十件（うち可決三十件）

宇津野洋一議員（在職二十五年以上）

議員提出議案四件（うち可決四件）

金子 賢、原 富夫、早川昌枝、大澤正明、関根圀男、

二 請願の審査状況

秋山一男、中沢丈一、小林義康、長崎博幸、腰塚 誠の

請願四十七件（うち採択九件、一部採択九件、審査未了三

各議員（在職十年以上）

件、継続審査二十六件）

第十四項 平成十四年二月定例会

平成十四年二月定例会概括表

2月28日		2月21日		月日
		<p>開会に先立ち群馬交響楽団による演奏 委員派遣要求承認の報告 監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付 議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読 新任者の紹介 議案提出書朗読</p>	<p>諸般の報告・紹介</p>	
			<p>選挙・指名 会議録署名議員の指名</p>	
		<p>第一号議案 第九三号議案 承第一号</p>	<p>上程議案 第一号議案 第九三号議案 承第一号</p>	
<p>第一号議案 第九三号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九三号議案 承第一号</p>	<p>一般質問 大澤正明 答弁 小寺知事 高山副知事 田村出納長 高井教育長 林環境生活部長 富田農政部長 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 田村出納長 高井教育長 関根総務部長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 宇津野洋一 答弁 小寺知事 富田農政部長 一般質問 庭山 昌 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本部長 関根総務部長 福島企画部長 宮下保健福祉部長 大松林務部長 後藤商工労働部長</p>	<p>質疑・一般質問・討論の</p>	<p>状況 委員長報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 議第一号議案、可決 請願の委員会付託 休会の議決</p>
	<p>休会の議決</p>			

	3月5日	3月1日
承第一号 第九三号議案	第一号議案 第九三号議案 承第一号	第一号議案 第九三号議案 承第一号
一般質問 岩井均	答弁 小寺知事 福島企画部長 富田農政 部長 後藤商工労働部長	答弁 高井教育長 宮下保健福祉部長 林 環境生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 小林義康 答弁 高石警察本部長 関根総務部長 福 島企画部長 林環境生活部長 大松林務 部長 後藤商工労働部長 一般質問 安楽岡一雄 答弁 高石警察本部長 関根総務部長 富 田農政部長 後藤商工労働部長 一般質問 中沢丈一 答弁 小寺知事 高石警察本部長 福島企 画部長 宮下保健福祉部長 富田農政部 長 後藤商工労働部長
議案の委員会付託 休会の議決		

3月22日	3月11日	3月6日
追加議案の送付書朗読 議案提出書朗読		
第九四号議案、 第九五号議案 (追加) 第一号議案 第五五号議案 議第二号議案 第五号議案	第五六号議案 第九三号議案 承第一号	
委員長報告に対する討論 金子 賢 一部反対の討論 大澤正明 賛成討論 境野貞夫 賛成討論 小島明人 賛成討論 議第二号議案及び議第五号議案に対する討 論 早川昌枝 反対討論	委員長報告に対する討論 金子 賢 一部反対の討論	答弁 小寺知事 高井教育長 河村選挙管 理委員会委員長 福島企画部長 宮下保 健福祉部長 一般質問 須藤昭男 答弁 小寺知事 高井教育長 宮下保健福 祉部長 富田農政部長 土田土木部長 一般質問 木暮繁俊 答弁 高石警察本部長 富田農政部長 大 松林務部長 土田土木部長 一般質問 星野巳喜雄 答弁 関根総務部長 宮下保健福祉部長 林環境生活部長 大松林務部長 土田土 木部長
知事の提案説明 第九四号議案、第九五号議案、 原案に同意 委員長報告 第一号議案、第五五号議案及び 各請願は委員長報告のとおり可 決及び決定 議第二号議案、議第五号議案、 可決 特定事件の継続審査	委員長報告 第五六号議案、第九三号議案及 び承第一号は委員長報告のと おり可決及び承認 休会の議決	

本会議第一日(二月二十一日)

監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

◎新任者の紹介

土田 中土木部長（一月十六日付）

◎会議録署名議員の指名

真下誠治、腰塚 誠、庭山 昌の各議員を指名

◎会期の決定

会期は、二月二十一日から三月二十二日までの三十日間とする
ことに決定

◎議案の上程

第一号議案	平成十四年度群馬県一般会計予算	第十三号議案	平成十四年度群馬県病院事業会計予算
第二号議案	平成十四年度群馬県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	第十四号議案	知事等の給与の特例に関する条例
第三号議案	平成十四年度群馬県災害救助基金特別会計予算	第十五号議案	群馬県職員の給与の特例に関する条例
第四号議案	平成十四年度群馬県農業改良資金特別会計予算	第十六号議案	基金に属す現金の運用の特例に関する条例
第五号議案	平成十四年度群馬県農業災害対策費特別会計予算	第十七号議案	昭和庁舎の設置及び管理に関する条例
第六号議案	平成十四年度群馬県県有模範林施設費特別会計予算	第十八号議案	群馬県森林整備地域活動支援基金条例
第七号議案	平成十四年度群馬県県営競輪費特別会計予算	第十九号議案	群馬県高等学校等奨学金貸与条例
第八号議案	平成十四年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計予算	第二十号議案	群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例
第九号議案	平成十四年度群馬県用地先行取得特別会計予算	第二十一号議案	群馬県行政機関設置条例及び群馬県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第十号議案	平成十四年度群馬県収入証紙特別会計予算	第二十二号議案	職員の育児休業等に関する条例及び群馬県職員 の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例
第十一号議案	平成十四年度群馬県林業改善資金特別会計予算	第二十三号議案	群馬県情報公開条例の一部を改正する条例
		第二十四号議案	群馬県県税条例等の一部を改正する条例
		第二十五号議案	群馬県情報通信技術講習推進基金条例の一部を 改正する条例
		第二十六号議案	群馬県立保健所使用料及び手数料条例の一部を 改正する条例
		第二十七号議案	群馬県婦人相談所設置条例及び群馬県婦人保護 施設設置条例の一部を改正する条例

第二十八号議案	群馬県結核診査協議会条例の一部を改正する条例	第四十一号議案	群馬県社会教育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第二十九号議案	群馬県栄養士法関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十二号議案	群馬県立青年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第三十号議案	群馬県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	第四十三号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例
第三十一号議案	群馬県建築物における衛生的環境の確保に関する法律手数料条例の一部を改正する条例	第四十四号議案	群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
第三十二号議案	群馬県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十五号議案	土地改良法第九十条の規定による村の負担について
第三十三号議案	群馬県小型船舶の船籍及び総トン数の測度関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十六号議案	下水道法三十一条の二の規定による市町村の負担について
第三十四号議案	群馬県立農林大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第四十七号議案	包括外部監査契約の締結について
第三十五号議案	ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第四十八号議案	平成十四年度群馬県電気事業会計予算
第三十六号議案	群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第四十九号議案	平成十四年度群馬県工業用水道事業会計予算
第三十七号議案	公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	第五十号議案	平成十四年度群馬県水道事業会計予算
第三十八号議案	群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	第五十一号議案	平成十四年度群馬県団地造成事業会計予算
第三十九号議案	群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	第五十二号議案	平成十四年度群馬県観光施設事業会計予算
第四十号議案	群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例	第五十三号議案	平成十四年度群馬県駐車場事業会計予算
		第五十四号議案	群馬県ゴルフ場管理条例
		第五十五号議案	群馬県自動車駐車場条例の一部を改正する条例
		第五十六号議案	平成十三年度群馬県一般会計補正予算(第七号)
		第五十七号議案	平成十三年度群馬県農業改良資金特別会計補正

第五十八号議案	予算（第一号） 平成十三年度群馬県農業災害対策費特別会計補正予算（第一号）	第七十号議案	群馬県立女子大学条例の一部を改正する条例
第五十九号議案	補正予算（第一号） 平成十三年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第一号）	第七十一号議案	群馬県立女子大学の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
第六十号議案	補正予算（第一号） 平成十三年度群馬県県営競輪費特別会計補正予算（第一号）	第七十二号議案	群馬県准看護婦試験委員条例等の一部を改正する条例
第六十一号議案	平成十三年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算（第一号）	第七十三号議案	群馬県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
第六十二号議案	平成十三年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第二号）	第七十四号議案	群馬県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例
第六十三号議案	平成十三年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第一号）	第七十五号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第六十四号議案	平成十三年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第二号）	第七十六号議案	事務委託の規約の廃止に関する協議について
第六十五号議案	平成十三年度群馬県病院事業会計補正予算（第三号）	第七十七号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第六十六号議案	平成十三年度群馬県電気事業会計補正予算（第二号）	第七十八号議案	地方財政法第二十七条の規定による町村の負担について
第六十七号議案	平成十三年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第三号）	第七十九号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第六十八号議案	平成十三年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第二号）	第八十号議案	地方財政法第二十七条の規定による町村の負担について
第六十九号議案	平成十三年度群馬県観光施設事業会計補正予算（第三号）	第八十一号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
		第八十二号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町の負担について
		第八十三号議案	土地改良法第九十条の規定による村の負担について

いて

第八十四号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について

第八十五号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担の変更について

第八十六号議案 旧農用地整備公団法第二十七条の規定による村の負担について

第八十七号議案 下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担の変更について

第八十八号議案 過疎地域自立促進特別措置法第十五条の規定による村の負担について

第八十九号議案 請負契約の締結について

第九十号議案 請負契約の締結について

第九十一号議案 請負契約の締結について

第九十二号議案 請負契約の締結について

第九十三号議案 請負契約の締結について

承 第 一 号 専決処分の承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

それでは、平成十四年度当初予算を初め、提出議案の概要について御説明申し上げます。

我が国経済の最近の動向は、設備投資の減少が続いているほか、個人消費も弱まってきており、住宅投資は低調に推移しております。このような中で、失業率がこれまでにない高さに上昇す

るなど、雇用情勢は厳しさを一段と増してきております。

一方、このような景気の落ち込みにより、本県の財政状況は、法人事業税を中心に県税収入が大きく減少するなど極めて厳しい状況となってきております。

しかし、このような厳しい経済財政状況にあっても、守りに入るのではなく、現実を直視し、今やるべきことは何かを考え、積極的・機動的かつ果敢に行動していくことが大切であると考えます。県職員一丸となってあらゆる無駄を省き、県民要望にマッチした県政を行ってまいります。すなわち、当面する緊急的な課題への対応と同時に、将来に向かって今種をまいておく施策にも積極的に取り組むことといたしております。そのために行政を一層スリムで効率的なものにするなど、行財政改革を断行することといたしました。予算規模は減少することになりますが、限られた財源を重点的・効率的に配分し、創意工夫を凝らすことにより、県民の要望に応え、県内経済の安定と県民生活の安定を図る、いわば減収増益型の当初予算を目指したところでございます。その結果、予算総額は八千六百六十億四千三百八十九万円、前年度比二・六％減となりました。

平成十四年度当初予算のポイントは、次の三点にあります。

まず、第一に、当面の緊急課題としての失業・倒産防止等、県民の生活を守るであります。

現在の厳しい景気の状態を踏まえ、雇用支援本部を中心に全庁を挙げて雇用支援に取り組むとともに、緊急地域雇用創出特別基金を活用して雇用の創出を図るほか、極めて厳しい経営環境にある中小企業を支援するため、制度融資の利率を過去最低に引き下

げるほか、融資限度額の引き上げ、融資期間の延長、融資枠の確保など、金融面からできる限りの対策を講じます。

BSE対策として牛肉の安全性確保に万全の体制で臨むとともに、特定四部位の焼却施設や冷蔵施設の整備等を行うほか、消費者不安の解消及び県産牛の消費回復に努めます。

第二は、将来に向かってであります。

これからの群馬県の産業の発展を支える科学技術の振興を図り、中小企業に対する技術支援の中核機関として産業技術センターを建設します。そして、群馬の経済力を強く再構築してまいります。

教育関係では、教職員を六十七人増員するとともに、わかばプランの拡充、前橋工業高校の建設に着手するほか、国際的視野を持った人材育成を目指す中高一貫教育校の設置に向けて準備を進めることとしております。

第三は、行財政改革の断行であります。

まず、現在の経済、社会情勢及び財政状況等を総合的に勘案し、知事の報酬を10%カットするなど、特別職を初め職員給与の水準引き下げを行います。また、一般行政職員の定数については三年間で六十人を削減することとし、平成十四年度は二十人を削減します。さらに、組織の簡素化・効率化、公社・事業団の見直しや事務事業の徹底した見直しにより効率的な行政を行います。

現在のような状態の中にあっても二百万県民が元気で真の豊かさを感じ取れる社会の構築に向けて展望が開けてくることを期待し、力を尽くしてまいりたいと思えます。

このほか、特別会計予算案十一件、病院事業会計など企業会計

予算案七件を提出しております。

事件議案としては、知事等の給料の特例に関する条例など三十六件の議案を提出しております。

平成十三年度関係につきましては、予算関係十四件、事件議案二十五件について御審議をお願いしております。

◎意見の聴取

第十五号、第二十二号、第三十七号、第三十九号及び第七十号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎発議案の付議（職員朗読）

議第一号議案 県議会議員の報酬の特例に関する条例

◎提案説明及び委員会付託を省略し採決

本議案は原案のとおり可決

◎請願の委員会付託

二月十四日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

二月二十二日及び二十五日から二十七日までの四日間は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十八日）

◎諸般の報告

第十五号、第二十二号、第三十七号、第三十九号及び第七十号の各議案について群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 大澤 正明

- 1 平成十四年度の予算編成について
- 2 行財政改革について
- 3 愛県債について
- 4 女子大改革について
- 5 平成十四年度における環境生活行政の取り組みについて
- 6 群馬県循環型社会づくりビジョンについて
- 7 農政重点施策について
- 8 B S E（牛海綿状脳症）対策について
- 9 本県における高校教育改革について
- 10 国民文化祭の総括とポスト国民文化祭について
- 11 ペイオフの解禁に伴う公金の保全策について

二 フォーラム群馬 長崎 博幸

- 1 新年度予算について
- 2 財政問題について
- 3 教育問題について
- 4 緊急地域雇用特別基金事業について
- 5 交通事故防止対策について
- 6 救急救命隊の整備について
- 7 同和問題への対応について
- 8 環境問題について

三 日本共産党県議団 宇津野 洋一

- 1 知事の時代認識と新年度予算編成について
- 2 県立女子大改革と大学自治について
- 3 B S E対策について
- 4 公共事業政策の転換について

四 公明党 庭山 昌

- 1 市町村合併について
- 2 公社・事業団の見直しについて
- 3 国民文化祭事業の継承と今後の文化振興について
- 4 少年の健全育成について
- 5 住民票備考欄への外国人配偶者等の記載について
- 6 児童相談所の体制強化について
- 7 院内感染問題について
- 8 高齢者保健福祉計画の見直しについて
- 9 雇用支援施策について

10 ペイオフへの対応について

庭山 昌議員―(略)―

次に、少年の健全育成を阻害する社会環境の現状と対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

少年の犯罪情勢は、マスコミ等で報道されておりますように、ますます凶悪化・粗暴化の度合いを深めており、まことに深刻な状況にあり、大変憂慮される事態であります。かつて、兵庫県の高速道路で十二歳の少女が監禁された車から転落死亡した例に見られますように、テレクラや出会い系サイトを利用した少年が凶悪犯罪に巻き込まれるという事件も発生しているところであります。本県では、中学生の二十七％、高校生に至っては八十三％の生徒が携帯電話を持っているという調査結果もありますように、今後もこのような犯罪に少年が巻き込まれるケースが増加することは十分予想されるわけであります。

また、児童虐待が大きな社会問題となっているほか、いじめや不登校生徒数の増加といった問題など、少年を取り巻く社会環境は決して望ましいものとは言えない状況を呈しているのであります。

児童買春、児童ポルノといった児童の性的搾取の問題は、昨年七月に開催されたジェノバ・サミットにおいて取り上げられるなど、国際的にも大きな問題となっているのは御承知のとおりであります。このような少年問題は、まさしく少年だけの問題ではなく、大人の責任、そして地域の責任そのものが問われているわけであります。

そこで、県民は、将来を担う少年にかかわる問題に大きな不安を感じ、危機感を抱いており、警察に寄せられる県民の期待は従来にも増して大きなものがあります。

そこで、本県における少年の健全育成を阻害する社会環境の現状と警察の対応についてお伺いをいたします。―(略)―

高石和夫警察本部長―(略)―

少年の健全育成を阻害する社会環境の現状と対策についてお答えをいたします。

まず、群馬県における少年犯罪の現状でございます。

社会全体の少子化によりまして、県民人口に占めます十四歳以上二十歳未満の少年、いわゆる刑事責任能力を有する少年でございますが、この割合は七％でございます。反面、昨年、刑法犯で検挙いたしました少年は一千六百三十四人でございますので、成人を含めました刑法犯の検挙人員全体の三九・七％を占めておりまして、こうした少年犯罪の趨勢というものが犯罪情勢に大きな影響を及ぼしておるところでございます。

これは、犯罪の種別で見ますと、凶悪犯が二十五人、粗暴犯が二百六十四人、重要窃盗犯が九十九人など、少年犯罪の凶悪化・粗暴化の傾向が顕著となっておりますほか、路上強盗、恐喝、ひったくりといったような手っ取り早く金を得るといったような目的での路上犯罪が多発しておるところでございます。

このように少年犯罪が深刻化しております中で、犯罪の被害に遭う少年も増加しております。昨年は四千三百六十二人に及んでおります。特に強姦や強制わいせつといった性犯罪の被害者は

百二十六人でございまして、これは前年対比四五%と大幅な増加になっております。

また、性の逸脱行為で、昨年、小学生一人、中学生二十五人、高校生二十八人など七十三人の少年を補導・保護しておりますが、これらの少年は遊ぶ金欲しさなど安易な気持ちから、出会い系サイト、あるいはテレクラを利用いたしまして、事実上の売春行為を行っていたというものでございまして、実質的な被害者が存在しないため潜在的なものとなってございまして、摘発というのは氷山の一角にすぎないというふうと考えております。

さらに、覚せい剤事犯で昨年十五人の少年を検挙しております、そのうち十七歳の少女のケースでございしますが、中学生でたばこを覚え、高校一年でシンナーを覚え、高校二年で覚せい剤を覚えたわけでございますが、この覚せい剤は好奇心からインターネットで知識を得まして、コンビニの駐車場で外国人の密売人から一万円で購入をしたというものでございます。まずもって、薬物の末端価格が少年でも買えるほどの低価格になっておるといことが一つございます。それから、現在、来日外国人らによって、街頭販売型の安売りが横行しております。それと、少年自身に薬物乱用に関する規範意識が低下しておるといようなことがありますので、今後、少年によります薬物乱用の増加というものが懸念されるところでございます。

これら少年問題の対応といたしましては、まず、少年犯罪の凶悪化・粗暴化に的確に対処いたしますと同時に、有害環境の浄化、薬物乱用の防止などを図るため、捜査力を充実強化することが肝要でございます。特にインターネット上にはポルノ映像や出会い

系サイトを利用した売春あるいは買春の勧誘などが氾濫しております、極めて劣悪な風俗環境にございます。したがって、ハイテク犯罪対策室におきましてサイバーパトロールなどによる実態把握に努めておるところでございしますが、本年度はハイテク捜査官二名を中途採用いたしまして、捜査体制を強化いたしました。今後ともあらゆる法令を駆使した検挙活動の強化を図ってまいる所存でございます。

本会議第三日（三月一日）

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 関 根 圀 男

- 1 食品安全会議について
- 2 県産材を活かした地域づくりについて
- 3 平成十四年度における制度融資について
- 4 全国健康福祉祭（ねんりんピック）群馬大会の準備状況について
- 5 地元問題について

二 フォーラム群馬 塚 越 紀 一

- 1 中小企業金融対策について
- 2 OECDの学習到達度調査結果について

- 3 保健福祉行政について
 - 4 県事業における環境配慮の取り組みについて
 - 5 廃棄物の適正処理の推進について
- 三 自由民主党 小 林 義 康
- 1 本県の治安情勢と警察体制の強化について
 - 2 自動車運転、自転車利用のマナーアップについて
 - 3 私学振興について
 - 4 保安林の整備と県有林の開放について
 - 5 群馬県水環境保全基本指針について
 - 6 雇用情勢の現状と平成十四年度の雇用支援対策について
- 四 自由民主党 安楽岡 一 雄
- 1 厳しい経済財政状況に対する市町村の対応について
 - 2 国際化時代の農業振興について
 - 3 産業の空洞化への対応と雇用確保について
 - 4 群馬県東部の犯罪情勢と体制の確立について
- 五 自由民主党 中 沢 丈 一
- 1 知的クラスター創成事業について
 - 2 産業技術センターの整備について
 - 3 蚕糸振興について
 - 4 農業関係試験研究の成果と今後の取組みについて
 - 5 障害者福祉サービスに係る「支援費制度」について
 - 6 慢性的な留置場不足対策について

塚越紀一議員―(略)―

最後に、廃棄物の適正処理の推進について、三項目についてお尋ねをいたします。

近年、廃棄物の排出量の増加が大変な社会問題となっております。一方で、廃棄物の種類も多様化してきております。また、同じ性状の廃棄物であっても、一般廃棄物と分類される場合もあれば、産業廃棄物として分類されることもあり、法律上の取扱いが異なることがかえって適正処理を困難にしている事例も見受けられます。今後、循環型の社会を目指すとともに、廃棄物の適正処理を一層推進していくために、個々の廃棄物の性状に着目した処理についても具体的に検討していく必要があると思っております。

そこで、三点について、環境生活部長にお伺いをいたします。一点、市町村における特殊廃棄物の処理状況と今後の方向性について。

家庭から出る一般廃棄物の中には、廃タイヤや使用済み乾電池、市町村処理が困難な特殊なものがあります。本来、一般廃棄物の処理は市町村が行うこととされておりますが、排出量が少なくても適正な処理が困難なものについては、市町村処理を超えた弾力的な処理ルート確保が必要であるというふうにご考えます。県内市町村の処理状況はどうなっているのでしょうか。また、県としては、こうした特殊な一般廃棄物について、今後の適正処理の方向性をどのように考えておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

二番目は、市町村のごみ焼却施設におけるダイオキシン類削減

対策の見通しについてお伺いをいたします。

国では、平成九年に廃棄物処理法を改正し、ごみ焼却施設に対する基準を大幅に強化しましたが、既存のごみ焼却施設に對しても五年間の猶予期間を置きまして、今年の十二月一日から新基準が適用されることとなっております。県内市町村のごみ焼却施設の対策の見通しはどうか、お伺いいたします。

三番目は、一般廃棄物と産業廃棄物にあわせ処理の推進についてお伺いをいたします。

昨年、国は廃棄物の処理について基本方針を示しまして、適正処理を確保するために、一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理についても検討が必要であるというふうに言っております。このような状況を踏まえまして、今後の本県における廃棄物の適正処理を総合的に進めていくためには、一般廃棄物や産業廃棄物といった法律上の区分のみにとらわれず、実態に即した実効ある対策を推進する必要があるというふうに思っております。この点について環境生活部長にお伺いをいたしておきます

林 弘二環境生活部長―(略)―

初めに、市町村における特殊廃棄物の処理状況と今後の方向性についてお答えいたします。

まず、処理状況でございますが、お話の廃タイヤにつきまして、現在、国の指定を受けました民間事業者による広域的な再生処理ルートが整備されてきておりまして、県内では、渋川市を初めとする三十前後の市町村におきまして、住民の協力を得て、各家庭から出される廃タイヤを効率的に集めまして、民間の再生処

理事業者が処理を行うという取り組みが行われている状況であります。また、使用済み乾電池につきましては、平成十二年度は県内三十三の市町村で分別収集が実施されておりまして、専門の処理施設において民間事業者により処理が行われたところであります。

これらのほか、市町村の処理困難物には、いわゆる液化石油ガスの小型ボンベとか消火器とか少なくともございませんが、それぞれの条件の中で種々の法律により処理されておりますものの、今後、極力全県を通じました処理ルートを整備することが課題であると認識しております。

これら特殊廃棄物の適正処理に関する今後の方向性についてであります。基本的には、各市町村が協力いたしましたして広域的な処理を検討することが有効であると考えております。県では、本年度、新たな群馬県廃棄物処理計画を策定いたしました。平成十四年度からこの推進を図ることとしておりますが、この計画におきましては、市町村は処理困難物につきまして、その性状等に応じ、住民や事業者等の協力や役割分担のもとで、広域的な処理を含め、適正処理が行い得るよう体制整備に努めることといたしまして、県は、安全・適正な処理と資源としての循環活用を旨といたしまして、技術支援や情報支援体制整備等を行うことを考えております。

次に、市町村のごみ焼却施設におきますダイオキシン類削減対策の見通しについてお答えいたします。

基準改正が行われました平成九年の時点では、県内には市町村設置のごみ焼却施設が二十八施設ありました。新基準に適合済み

の七施設を除く二十一施設につきまして改造等の対策が必要となったところがあります。ダイオキシン類問題は、県民の健康にかかわる大変重要な問題であることから、県といたしまして、対策市町村に対する技術支援とあわせて、平成十年度には県費の単独補助制度も創設いたしましたして、財政的な支援にも努めてきたところであります。

対策の実施状況ではありますが、平成十三年度末までに十二施設が対策を完了する見込みであります。残る九施設につきましては、六施設が現在改造事業を実施中であるほか、三施設につきましては、本年十二月から近接市町村の大型焼却施設に処理を委託することで決まっておりますので、県内の市町村ごみ焼却施設のすべてが期限までには対策を完了できる見通しでございます。

続いて、一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の推進についてお答えいたします。

さきにお話申し上げました新たな都道府県廃棄物処理計画策定の指針といたしまして、昨年五月に示された国の基本方針では、産業廃棄物の適正処理を確保するために、一般廃棄物とあわせて焼却することができ産業廃棄物につきまして、市町村のごみ処理施設においてあわせ処理を検討すべきことが示されたところがあります。県では、こうした国の基本方針を踏まえまして、本計画におきまして、産業廃棄物の適正処理の確保のため、必要な場合、関係市町村及び住民の方々の十分な理解を得ながら、市町村のごみ処理焼却施設等を活用した産業廃棄物の処理を検討することとしております。

◎休会の議決

三月四日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（三月五日）

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑並びに一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金 田 賢 司

1 大学改革について

2 平成十四年度における特別養護老人ホーム等の整備予定について

3 水田農業の振興について

4 教員配置について

5 暴走族やチーマーの現状と対策について

二 日本共産党県議団 早 川 昌 枝

1 少人数学級実現にむけた知事の政治姿勢について

2 B S E に汚染されていない肉骨粉の供給体制と群馬化成産業の環境改善について

三 自由民主党 南 波 和 憲

1 山村と都市との交流の促進について

2 産業教育と就職指導について

- 3 老朽化した農業用のため池の整備について
 - 4 平成十三年度の県税の現状と見通し及び平成十四年度の県税収入見通しについて
 - 5 地元問題について
- 四 自由民主党 小野里 光 敏
 - 1 フロン回収の推進について
 - 2 家電リサイクル法の施行状況について
 - 3 地域材を利用した住宅建設の促進について
 - 4 次世代の群馬の観光について
 - 5 千客万来支援事業について
- 五 自由民主党 岡 田 義 弘
 - 1 群馬県経済不況の処方箋について
 - 2 群馬県一〇〇年の大計のあるべき姿について
 - 3 ガイアックスの地方税徴収と課税処分取消し請求提訴の影響及び関連等について
 - 4 一般乗合バス対策について

金田賢司議員―(略)―

将来に向かっての視点、行財政改革の断行という観点も含めて、大学改革についてお伺いいたします。

県立女子大学では、開学二十一年余を経過し、この間、三千名近い有能な卒業生を世に送り出しました。その半数近い一千三百名余が県内にとどまって各界各層で活躍しているとのこと、建

学の目的である家庭生活の向上及び地域社会における文化の発展に寄与し、国際社会に対応し得る有能な女性を育成することの目的は達しつつあるのではないかと評価しております。

しかし、現在、社会ではすぐに役立つ技術や資格の取得を目的とする教育が大学に求められているのではないかと思っております。すなわち、女子大の設置の理念と社会の流れに乖離が生まれているのではないかと思うのであります。高学歴志向という追い風はあるにせよ、少子化による十八歳人口の減少、県財政の逼迫の中で生き残るために、今こそ大学改革が必要ではないかと思えます。

もとより、大学当局も改革検討委員会の提言を受け二年余りにわたり検討を重ね、聞くところによると、平成十五年から英語コミュニケーション学科を増設して、四学科体制にし、英語運用能力を強化し、国際的場面で活躍できる学生を育成する方向で動いているようであります。

また、設置者である県当局も、今議会に評議会設置条例を提案し、その責任と義務をつまびらかにすると同時に、県民の声をこの運営に反映させようとしており、共感を覚える一人であります。

また、我が党でも、過日、松沢議員を会長に、大学の自治を尊重しつつも二十一世紀の新時代に即した魅力ある大学づくりにより、知恵と力を出し合おうと、議員連盟を立ち上げたところであり、

しかし、この改革案で、女子大が将来にわたって魅力ある大学に生まれ変われるのだろうか、私はもつと基盤を固めるために、医療短期大学等との統合を考えてもよいのではないかと思ってお

ります。

御高承のとおり、医療短期大学は心豊かな人間性を備えた医療技術者の育成を目的に平成五年開校いたしました。県内外から看護や診療放射線技師を目指す若者が集い、三年間の研さんを経て各地の医療機関で国民の健康維持増進に頑張っているようで、建学の目的は達成されつつあると伺っております。しかし、医療の技術は日進月歩であり、また、携わる人の資格はもちろんのこと、その人間性や考え方がさらに求められております。そこで予算書を見ると、医療短大将来構想検討の事業があります。これは推察するに、四年制大学に向かつての検討だろうと思っております。

以上、私の所見を申し上げます。ずばり知事にお伺いいたします。医療短大の四年制への昇格と、その後の女子大との統合について所感をお聞かせいただきたいと思えます。――(略)――

小寺弘之知事――(略)――

私に対する質問は、特に医療短期大学の問題でございますが、医療短期大学は平成五年四月に開学し、九年が経過しているところであります。心豊かな人間性を備えた医療技術者の養成という目的で大学が運営されております。しかしながら、医学あるいは医療技術の進歩、疾病構造の変化などによって、県民の保健医療の内容も変化し、高度になってきております。この大学で養成をしております看護婦、診療放射線技師等の医療技術者には、さらに高度の専門知識を備えた人材が求められてきております。そして、現在三年でやっておりますけれども、三年で人間の体のいろいろなことを知り、そしてまた医療の内容を知り、医療技術を知

り、医療機械の操作を知り、そのほかすべてのことを習得するには三年では余りにも短すぎるということが言われております。したがって、これは四年制にしないと、ちよつと教育の内容からして無理ではないかということが言われております。

四年制に移行するためには、さまざまな準備をする必要がありますので、現在、医療短期大学将来構想検討委員会というものを設置して、その中で検討しております。教職員の問題、あるいは施設や設備の問題等々の条件が整うことが前提でございます。こうした検討を踏まえて、そして、県議会を初めいろいろな関係方面の意向も十分取り入れて四年制化を進めてまいりたいと思っております。

また、この医療短大が将来四年制に移行した場合は、県立女子大学との統合を考えてはどうかという御指摘でございます。確かにそういうことが考えられます。統合しますと、一つとして、教養科目の共通化や管理部門の統合による充実や合理化が図られる、二として、科目履修の幅が広がり、学生にとって幅広い教育が受けられるようになること、また、専攻の異なる学生間の交流が増し、学生の視野が広がること、三、専門の壁を越えた学際研究の可能性が高まるといったような効果が考えられるのであります。

ただ、一方で、県立女子大学が女子の高等教育機関として設立された、そしてその建学の精神というのも、国際性を尊び、そうした社会でも、今日のグローバル化社会でも活躍できるような人材を養成したらいいのではないかと、こういった建学の精神が県立女子大にもあるわけでありまして。

また、もう一つ、キャンパスが玉村町と前橋市と二カ所になるというようなことで、これを統合する場合、どのように統合の実を上げていくかというようなこともあります。いろいろあると思いますけれども、このたび県立女子大学の方でも評議会の設置を予定し、これを契機に改革に取り組んでいるところでもあります。したがって、それぞれの県立女子大あるいは医療短大の充実を図って、そしてその上で統合を含めて全体としてのあり方を積極的に検討してまいりたいと存じます。

南波和憲議員

まず、山村と都市との交流の促進について、企画部長にお伺いいたします。

昨年十一月に行われた国民文化祭で、吾妻郡で行われた催しは高山村の人形芝居でした。全国各地から集まった農山漁村の芝居はそれぞれに地域に根ざした力強さを感じさせます。弥次喜多の話に大笑いし、世話物に涙が出ました。地元高山村の職人さんや公務員の人たちが、急に人形芝居の名優になっていく。人形芝居がこんなにもしろいものと思いませんでした。

また、昨春秋、コミュニティー事業の補助を受け、吾妻郡泉沢地区に伝わる獅子舞のお面が修理され、衣装が新調されて、四百年前の新しさを取り戻しました。秋祭りの会場では長いこと伝統芸能を守ってこられたお年寄りをはじめ、役員皆さんの喜びがあらわれておりました。中でも、数少ない子供たちが真剣に練習し、その伝統を受け継ぐようとしている姿に感銘を受けました。

伝統文化は、地域の人々の代々の営みの中で、数百年をかけて

つくり上げてきたものです。しかし、一方、戦後も五十年を過ぎ、都会の人々はふるさとを失いました。自然や人情の中で伝統芸能に接する機会が少なくなりました。心の時代と言われる中で、都会の人々に山村への回帰、あこがれの思いが強くなっています。中之条町伊参親都神社のお神楽は、今年秋、東京乃木神社の例大祭において奉納舞をさせていただくことになりました。イベントに参加することは、高齢化が進み、伝統的な芸能を引き継ぐことが難しくなっている地域にとって、大きな活性化剤となります。

伝統文化をはじめとする山村の魅力や役割の重要性について、地域住民がみずから再認識するとともに、都市の住民に広く紹介し、山村と都市との交流を通じて山村地域の活性化を図ることが重要であると考えます。県の取り組みについて、山村地域中之条町出身の企画部長にお伺いいたします。――(略)――

福島 昇企画部長

山村と都市との交流の促進についてお答えいたします。

山村地域には、豊かで美しい自然や長い時間をかけて培われてきた生活文化や伝統芸能が数多く残されており、しかしながら、山村地域は人口の減少や高齢化などにより地域の活力が低下してきている状況にあることも否めないところでございます。

このような状況の中にあつて、南波議員御指摘のとおり、山村と都市との交流は、山村地域にとって自分の地域を再発見したり、地域間の相互理解を深めたり、また、地域産業や伝統文化を維持発展させるなど、山村が本来持っている魅力を高めるためには大変重要なことであると考えております。

こうしたことから、県では「群馬の山村ガイドブック」を発行したり、群馬の山村フェアを開催したり、東京都との利根川水系上下交流事業を実施したりして、山村と都市との交流のための具体的な事業を毎年実施しているところがございます。このような事業を実施することによりまして、本県の山村の自然、文化、産業などを都市に住む人たちに紹介いたしまして、山村の魅力や役割について理解を深めていただくように努めているところでございます。

また、山村地域の活性化を図るには、それぞれの地域が主体的に取り組むことが何よりも重要であると思っております。県では、山村に学ぶ特別対策事業や市町村職員の研修などを実施いたしまして、山村地域の人たちが自ら行う事業や活動に対し、できる限りの支援を行っているところでございます。

平成十四年度は、これらに加えまして、山村の地元資源活用促進事業を新たに実施し、「地元にあるものを探して磨く」をキーワードに、山村地域に住んでいる人たちが、自分たちの地域の魅力や資源について再発見したり、特色ある地域づくりや都市との交流に役立てていけるよう、山村地域を継続的に支援していききたいと思っております。

今後、都市との多様な連携や交流を積極的に実施するとともに、山村地域の活性化に向けて真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

本会議第五日（三月六日）

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 青木秋夫

1 市町村合併等について

2 群馬の新時代に向けた地域政策に係る県内大学との連携について

3 暴走するグローバル時代と群馬の農業、畜産等について

4 群馬発の明るい話題の情報発信について

二 自由民主党 岩井均

1 スポーツ振興策について

2 鉄道の活性化推進について

3 小児医療体制の充実に向けた県の重点取り組みについて

4 県議会議員選挙における新定数等条例の県民への周知について

5 安中高校、安中実業高校、松井田高校の統合について

三 自由民主党 須藤昭男

1 子育て環境づくりと少子化対策の更なる取り組みについて

2 完全学校週五日制に向けた取り組みについて

3 農業の担い手対策について

4 少年非行の現状と対策について

5 地元問題について

四 自由民主党 木 暮 繁 俊

- 1 家畜の口蹄疫対策について
- 2 生しいたけセーフガード暫定措置の結果と今後の振興対策について
- 3 平成十四年度における信号機の整備について
- 4 水環境を保全するために下水道が果たす役割について
- 5 西毛広域幹線道路の整備状況と今後の見通しについて

五 自由民主党 星 野 巳喜雄

- 1 知的障害者の地域生活支援について
- 2 森林整備地域活動支援制度について
- 3 尾瀬の問題について
- 4 土木行政について
- 5 沼田合同庁舎建設計画について

星野巳喜雄議員―(略)―

質問の一つは、知的障害者の地域生活支援の問題でございます。知的障害者福祉法がかねて改正されて、知的障害者を弱者として保護の対象とするという考え方が見直され、地域で自立と社会経済活動に参加できるように援助していくことの重要性がうたわれてきたところでございます。このような知的障害者の生き方を実現するためには、地域で生活をしていくための援助が適切に提供される必要があります。そのためには、年齢の各段階において置かれた環境や本人の状況を踏まえた必要な福祉サービスの提

供が求められるものと考えられます。

また、地域におけますところの施設などの各種福祉資源が積極的に知的障害者の生活を支援するとともに、関係機関が連携をして共通の認識のもとに対応していくことにより、知的障害者の地域での自立と社会参加がさらに促進されるものと考えております。

知的障害者及びその家族の地域での生活を支えるために、現在どのような施策やサービスが提供されておられるのか。また、今後、知的障害者の地域生活の充実を図るため、地域の社会福祉資源の活用等、どのような施策の展開を考えておられるのか、保健福祉部長にまずもって伺いをしたいと存じます。―(略)―

宮下智満保健福祉部長

知的障害者の地域生活支援についてお答えいたします。

知的障害者及びその家族の地域生活支援につきましては、年齢段階や生活環境に対応しまして各種のサービスを提供してきているところでございます。具体的に挙げてみますと、まず、学齢前には親子を指導訓練する親子すこやか教室や各種通園事業など、次に、学齢児には放課後対策である集団活動・訓練事業や長期休暇時の余暇活動支援事業、いわゆる遊び塾などの事業を展開しております。さらに、成長後は福祉的就労の場として障害者福祉作業所、通所授産施設、また、作業になじめない方のためには在宅重度心身障害者等デイサービスセンターの整備等を推進し、必要とされるサービスの提供に努めているところでございます。

さらに、知的障害者の地域における共同生活の拠点となります

グループホーム、地域ホームの設置を推進しているほか、訪問介護や外出の際の移動介護を行います。居宅介護事業（ホームヘルプサービス）や一時的に介護が必要となった場合の短期入所事業（ショートステイ）及び障害者一人に対し一人が介護する心身障害児者生活サポート事業等を実施するとともに、介護者には在宅重度障害者介護手当を支給するなど多様な施策・サービスをきめ細かに展開してきています。

さらに、各年齢段階におきましてさまざまな相談に応じるため、心身障害者福祉センターや保健福祉事務所、市町村等に相談窓口を設けているほか、療育や地域生活の問題について相談・指導を行います。コーディネーターや生活支援ワーカーを県内十の各障害保健福祉圏域に配置し、必要なときに必要なサービスが受けられるような体制づくりに努めているところでございます。

次に、今後の施策の展開についてであります。まず、各地域の施設等につきまして、その専門性を生かして知的障害者の地域生活を支援する機能を整備していくことが重要だというふうに考えております。そのためには、現在はそれぞれ七圏域で九人、あるいは四圏域で五人にとどまっている先ほどのコーディネーターや生活支援ワーカーの配置を、関連各施設等の協力のもとに障害保健福祉圏域に広げ、相談・指導機能をさらに充実したいというふうに考えております。

また、来年度からは、施設の地域開放を推進し、その機能の拡大を図るため、既存の入所施設に通所部を設け、近隣の在宅障害者が通うことのできる場を確保したいというふうに考えておりまして、通所部利用関係予算を今議会にお願いしているところでござ

います。

また、障害者施設としては唯一雇用契約に基づいて就労する場であります。知的障害者福祉工場が昨年県内で初めて吉井町に開設され、さらに、太田市においても計画が進んでおります。この福祉工場は在宅生活支援に大きな役割を果たすものでありまして、今後とも設置を推進してまいりたいというふうに考えております。

一方、障害者の地域生活を充実したものとするためには、知的障害者の自立生活能力を育成していくことも極めて大きな課題であるというふうに考えております。このためには、周産期から学齢期を通じ、施設や関係機関が連携し、一貫した障害児の総合的発達支援を推進することが必要であります。これらを可能とする体制の整備を目指しまして、ネットワークを構築し、モデル事業を実施したいというふうに考えておりまして、関連予算として障害児療育体制整備推進事業を、これも今議会にお願いしているところでございます。

◎議案の委員会付託

第一号議案から第九十三号議案及び承第一号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

三月七日と八日は委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第六日（三月十一日）

◎第五十六号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とした委員長報告

南波和憲保健福祉常任委員長、金子泰造環境土木常任委員長、山本 龍農林常任委員長、五十嵐清隆産業経済常任委員長、星野 寛文教治安常任委員長、安樂岡一雄総務企画常任委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○南波和憲保健福祉常任委員長（概要）

最初に、病院関係では、県立病院の収支について、一般会計からの繰出金の受入状況が質疑され、その繰出金ができるだけ少なくなるような運営を行うよう要望が出されました。

また、心臓血管センター工事に伴う債務負担行為限度額の増加や県立病院の医療機器整備の財源として、県が発行した愛県債の扱いや病院における院内感染対策などについて質疑されました。

続いて、介護保険関係について、介護保険事業費の当初見込みと現時点での実績見込みにおける事業量増加の状況や特徴、各市町村における利用状況、サービス利用に見合った保険料の見直しの必要性や指定取り消しされたグループホームの実態把握や指導、監査結果及び今後の指導の考え方が質疑されました。

さらに、在宅福祉対策事業における介護予防生活支援事業の減額補正内容、介護支援センターの体制整備などについて質疑され

ました。

その他、BSE検査体制に伴う職員の給与処遇について、また、所得税における障害者控除対象範囲と介護保険の要介護度との関連性について質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 金子 賢 一部反対の討論

◎採決

各議案は委員長報告のとおり可決及び承認

◎休会の議決

三月十二日から十五日及び十八日から二十日までの七日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第七日（三月二十二日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎議案の上程

第九十四号議案 出納長の選任について

第九十五号議案 人事委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は出納長の選任及び人事委員会委員の選任であります。

出納長の選任については、田村紹二氏から後進に道を譲りたい旨の辞意の申し出がありましたので、三月三十一日をもってこれを認め、その後任者として後藤 新氏を選任しようとするものであります。

人事委員会委員の選任についてありますが、阿久澤浩氏の任期が五月十六日に満了となりますので、その後任者として福島江美子氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し採決

第九十四号議案、第九十五号議案は、原案に同意することに決定

◎第一号から第五十五号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

南波和憲保健福祉常任委員長、金子泰造環境土木常任委員長、山本 龍農林常任委員長、五十嵐清隆産業経済常任委員長、星野 寛文教治安常任委員長、安楽岡一雄総務企画常任委員長、岩井賢太郎こども未来特別委員長、矢口 昇高齢・くらし特別委員長、秋山一男景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○星野 寛文教治安常任委員長（概要）

初めに、教育委員会関係であります。高校教育改革に関連して、高校の再編整備における中高一貫教育の導入に向けた取り組みの中で、十六年度中央高校に設置予定の中等教育学校で英語に重点を置いた教育を行うため、数学や理科の授業も英語で実施するねらいとこれに対する学力低下の懸念、また、教育課程における特例をどのように生かしていくのか、特例の本身についてたゞされるとともに、受験競争の低年齢化や中学生の通学への対応等について質疑されました。

さらに、万場、孺恋、尾瀬の各高校で予定されている連携型の中高一貫教育については、学校間交流や地域の特色を生かした教育の実践は期待できるが、高校入試が行われなことになる気の緩みや学力低下が生じないか質されました。

次に、高校の統合・再編について、前橋東高校を普通科系、伊勢崎興陽高校を専門学科系の総合学科高校に改編することについて、その趣旨は何かということが質疑され、さらに、通学区の拡大により全県一区になった場合、一部の学校に生徒が集中して新たな序列化の懸念も想定されるので、今から対策を立てておく必要性について論議されました。

次に、四月から実施される完全学校週五日制について、文部科学省の調査による週末の子供たちの過ごし方は、寝て過ごす、ゲームをして過ごす等がアンケートの上位を占めているが、これほどのように受けとめ今後対応していくのか、これまでの取り組みの経過とあわせて論議されました。

続いて、警察本部関係であります。初めに、交通対策関係では、道路交通法の一部改正内容と県民への広報対策、高齢化の進展に伴い高齢者の交通事故が増加しているが、その実態と対策について質疑され、交通安全施設の設置、道路のバリアフリー対策、歩道等の整備に当たっては、道路管理者とよく連携をとって進めてほしい旨の要望がありました。

また、高齢ドライバーの運転免許証の更新に当たっては、講習内容の充実を図るとともに、安全対策に万全を期すため、半年または年一回程度、適格検査等の講習会を開催することができないか論議され、外国の運転免許から我が国の運転免許への切りかえ状況と交付基準やルールについて質疑されました。

次に、本年六月から施行される自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律について、法制定の背景や目的、さらに運転代行業の実態について質疑が行われました。

次に、暴力団体策に関連して、前橋市内で発生した暴力団抗争の現状と見通しについて質疑され、根深い事件であるが、一般住宅街であり、小・中学校の通学路にもなっているため、一日も早く周辺住民の不安を取り除くべく、犯人検挙に向けて一層頑張ってもらいたい旨、強い要望がありました。

○矢口 昇高齢・くらし特別委員長（概要）

最初に、男女共同参画社会に関連して、ぐんま男女共同参画プランの基本目標に掲げられている制度・慣行の見直しと意識改革についての具体的な取り組みについて質疑されるとともに、制度が変われば意識も変わるといふことに言及されました。

さらに、公立高校の男女共学問題については、プラン委員会でもより議論を深めるよう要望が出されました。

また、改めて男女共同参画の「共同」の意味、基本的な考え、雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法のかかわり等について幅広く質疑が交わされました。

次に、平成十三年十月から一部施行されている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に関して、接近禁止命令及び退去命令の実態について質疑がありました。

続いて、ボランティアに関連して、ボランティアと最低賃金法とのかかわり、NPOのあり方等について質疑されるとともに、健全なNPOを育成するために適切な指導をするよう要望が出されました。

○秋山一男景気対策・科学技術特別委員長（概要）

最初に、本委員会に説明された各種事業計画について、県民のため有効に実践されることの重要性が指摘され、取り組み方針が質されました。

次に、当面の緊急課題である雇用対策について、雇用が悪化している最大の問題点とこれを打開するような手段について質疑されるとともに、信越化学工業のリストラ計画に関しての説明が求められました。

さらに、障害者雇用の現状と障害者雇用の雇用支援本部での取り組みについても質されました。

また、深刻な問題であるBSE問題について、県内牛肉の消費回復状況や県の実施する消費回復対策について質疑が行われまし

た。

続いて、産・学・官の連携に関連して、産・学・官の連携に係る研究委託事業についての取り組み状況と今後の方針について質疑が行われるとともに、産業技術センターの整備を契機とする医療・福祉など幅広い分野でのプロジェクト研究実施の必要性について論議されました。

◎討論

日本共産党県議団 金子 賢 一部反対の討論
自由民主党 大澤正明 賛成討論
フォーラム群馬 境野貞夫 賛成討論
公明党 小島明人 賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第二号議案 雇用危機突破を求める意見書

議第三号議案 都道府県への職業紹介業務機能の付与を求める意見書

見書

議第四号議案 食品安全行政の充実強化を求める意見書

議第五号議案 安心の医療制度への抜本改革を求める意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略して討論

日本共産党県議団 早川昌枝 議第二号議案及び議第五号議案に対する反対討論

◎採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり付託することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案九十六件（うち可決九十六件）

議員提出議案五件（うち可決五件）

二 請願の審査状況

請願三十九件（うち採択十二件、一部採択三件、不採択一件、審査未了二件、継続審査二十一件）